

令和5年12月定例会

委 員 会 会 議 録

〔 総務文教常任委員会  
建設環境常任委員会  
健康福祉常任委員会 〕

行 田 市 議 会

## 令和5年12月行田市議会定例会委員会会議録目次

### ◎総務文教常任委員会（12月12日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会（午前 9時29分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第85号について	4
議案第85号の質疑	5
休憩（午前 9時48分）	8
<hr/>	
再開（午前 9時49分）	8
議案第85号について	9
議案第85号の質疑	9
休憩（午前 9時58分）	11
<hr/>	
再開（午前10時00分）	12
議案第85号について	12
議案第85号の質疑	15
休憩（午前10時37分）	23
<hr/>	
再開（午前10時39分）	23
議案第85号について	23
議案第85号の質疑	24
議案第85号の討論、採決	25
休憩（午前10時45分）	25

---

再 開（午前 10 時 59 分）	2 5
議請第 8 号について	2 6
議請第 8 号の意見	2 6
議請第 8 号の討論	3 1
議請第 8 号の採決	3 1
閉会の宣告	3 1
閉 会（午前 11 時 21 分）	3 2
署名委員	3 3

---

※

---

◎建設環境常任委員会（12月8日）

付託案件	3 5
出席委員（6名）	3 6
欠席委員（0名）	3 6
説明のため出席した者	3 6
事務局職員出席者	3 6
開 会（午前 9 時 29 分）	3 7
開会の宣告	3 7
開議の宣告	3 7
議案第 88 号について	3 8
議案第 88 号の質疑	3 8
議案第 88 号の討論、採決	3 9
休 憩（午前 9 時 37 分）	4 0

---

再 開（午前 9 時 39 分）	4 0
議案第 85 号について	4 0
議案第 85 号の質疑	4 0
休 憩（午前 9 時 44 分）	4 2

---

再 開（午前 9時46分）	4 2
議案第85号について	4 3
議案第85号の質疑	4 4
休 憩（午前10時00分）	4 7

---

再 開（午前10時02分）	4 7
議案第85号について	4 7
議案第85号の質疑	4 8
休 憩（午前10時13分）	5 0

---

再 開（午前10時16分）	5 0
議案第85号について	5 1
議案第85号の質疑	5 2
議案第85号の討論、採決	5 2
休 憩（午前10時22分）	5 3

---

再 開（午前10時22分）	5 3
議請第10号について	5 3
議請第10号の意見	5 3
議請第10号の討論、採決	5 6
閉会の宣告	5 7
閉 会（午前10時37分）	5 7
署名委員	5 9

---

※

◎健康福祉常任委員会（12月11日）

付託案件	6 1
出席委員（7名）	6 2

欠席委員（０名）	6 2
説明のため出席した者	6 2
事務局職員出席者	6 2
開 会（午前 9時30分）	6 3
開会の宣告	6 3
開議の宣告	6 3
議案第94号及び議案第99号について	6 3
議案第94号及び議案第99号の質疑	6 6
議案第94号及び議案第99号の討論	7 2
議案第94号及び議案第99号の採決	7 3
議案第95号について	7 4
議案第95号の質疑	7 5
議案第95号の討論、採決	7 7
議案第85号について	7 7
議案第85号の質疑	7 8
議案第86号について	7 9
議案第86号の質疑	7 9
議案第86号の討論、採決	8 0
休 憩（午前10時26分）	8 1
<hr/>	
再 開（午前10時39分）	8 1
議案第85号について	8 1
議案第85号の質疑	8 2
休 憩（午前10時52分）	8 5
<hr/>	
再 開（午前10時53分）	8 5
議案第92号について	8 5
議案第92号の質疑	8 6
議案第92号の討論、採決	9 0
議案第85号について	9 0

議案第 85 号の質疑	9 1
議案第 85 号の討論、採決	9 3
休 憩（午前 11 時 17 分）	9 4
<hr/>	
再 開（午前 11 時 19 分）	9 4
議案第 87 号について	9 4
議案第 87 号の質疑	9 5
議案第 87 号の討論、採決	9 7
休 憩（午前 11 時 30 分）	9 7
<hr/>	
再 開（午前 11 時 42 分）	9 7
議請第 9 号について	9 8
議請第 9 号の意見	9 8
議請第 9 号の討論	1 0 1
議請第 9 号の採決	1 0 4
閉会の宣告	1 0 4
閉 会（午後 0 時 07 分）	1 0 5
署名委員	1 0 7

総務文教常任委員会

12月12日（火曜日）

令和5年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年12月12日（火曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
請願第8号 行田市学校給食費無償化を求める請願
- 審査日程 **【教育委員会・学校教育部】**  
議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
**【教育委員会・生涯学習部】**  
議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
**【総合政策部】**  
議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
**【総務部】**  
議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
**【請願】**  
請願第8号 行田市学校給食費無償化を求める請願

○出席委員（7名）

委員長	梁瀬里司	委員	3番	新諒平	委員
副委員長	町田光	委員	4番	大屋彰	委員
1番	香川宏行	委員	5番	村田秀夫	委員
2番	駒見行彦	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

岡登圭太	総合政策部長
川上清	企画政策課長
風間重文	広報広聴課長
柴崎英明	財産管理課長
浅見知正	総務部長
橋本雅至	総務部次長兼 税務課長
松田正	総務部次長兼 人事課長
小池義憲	学校教育部長
石崎昌稔	学校教育部次長兼 教育指導課長
岡部将弘	教育総務課長
中村和則	生涯学習部長
野口啓司	生涯学習スポーツ課 長

---

○事務局職員出席者

書記 大澤光弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆様、おはようございます。

本日は、総務文教常任委員会に早朝よりお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されてある案件は、議案1件及び請願1件でございます。皆様方の慎重審議、よろしく願いいたします。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

傍聴される方にご連絡いたします。

委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は、議案1件及び請願1件であります。

審査については、お手元に配付した審査日程により行います。

---

△開議の宣告

○委員長 それでは、教育委員会学校教育部所管の議案について審査を行います。

まず、小池学校教育部長にご挨拶をお願いいたします。

○学校教育部長 皆さん、おはようございます。

梁瀬委員長を初めといたしまして、総務文教委員の皆様には日頃より教育行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

さて、本日も審議いただく内容でございますけれども、議案第85号 行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、学校教育部の所管する部分でございます。

説明につきましてはこの後、担当課長より説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いします。

○委員長 ありがとうございます。

---

△議案第85号について

○委員長 初めに、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、学校教育  
部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、岡部教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長 それでは、議案第85号 令和5年度一般会計補正予算（第6回）のうち、教  
育総務課所管部分について説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げますので、議案書の32ページをお願いします。

10款3項2目教育振興費の右ページ、説明欄の◎教育振興助成費の17節教材費100万円の補  
正でございますが、見沼中学校の卒業生から、同校の教育振興に対する指定寄附がありまし  
たことから、この寄附金を活用した教材の購入費用を措置するものでございます。

次に、歳入について申し上げますので、議案書、戻りまして14ページをお願いいたします。

17款1項3目教育費寄附金の右ページ、説明欄の教育振興費寄附金は、歳出で説明いたし  
ました見沼中学校を卒業した個人の方からの同校への教育振興に対する指定寄附を受領した  
ものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について申し上げますので、議案書、戻りまして4ペー  
ジをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の一番下の行、スクールバス運行業務委託は、南河原小学校区の  
スクールバス運行業務について、令和6年度当初からの業務の円滑な遂行と安定的・継続的  
な運行を図るため債務負担行為を設定するもので、期間は令和5年度から令和10年度まで、  
限度額は1,925万円の債務負担をお願いするものでございます。

以上、議案第85号 令和5年度一般会計補正予算（第6回）中、教育総務課所管部分の説  
明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、石崎教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長 それでは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）のう  
ち、教育指導課所管部分につきましてご説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

初めに、第3表債務負担行為補正の上から6番目、小学校水泳授業委託でございます。

小学校プールの老朽化に伴い、今年度より南小学校、見沼小学校の2校で、プール施設を所有する民間スポーツクラブに業務委託し、水泳授業を実施しております。次年度以降、大規模な修繕が必要な北小学校と忍小学校の2校を加えた4校を、民間に業務委託するものでございます。

令和6年度当初から業務に着手する必要があることから、債務負担行為を設定し、本年度中に契約締結に係る事務手続を行い、業務の円滑な遂行を図るものでございます。

なお、安定的な事業運営を行うため、加えて施設確保の観点から、5年間の長期契約といたしました。期間は令和5年度から令和10年度までの5年間、限度額は6,991万9,000円でございます。

次に、上から7番目、外国語指導助手付帯業務委託でございます。

委託業務の内容は、外国語指導助手（ALT）の研修、授業の参観と指導内容の評価、市が行うALTの募集や任用の業務に対する支援など、ALTの直接雇用に係る附帯業務でございます。

優秀な外国語指導助手を安定的に確保し、本市の英語教育の質を維持するためには、こうした業務に係る専門的な業者に委託することが必要であると考えております。令和6年度当初から業務に着手する必要があることから、債務負担行為を設定し、本年度中に契約締結に係る事務手続を行い、業務の円滑な遂行を図るものでございます。期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は300万9,000円でございます。

以上、教育指導課の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、まず、小学校の水泳授業委託の債務負担行為、こちらについて伺いたいと思います。

さらに、2つの小学校についても水泳授業を委託するという内容ですけれども、先ほどの説明で、大規模修繕も必要になっているのということが委託の理由かと思うんですが、メリットという整理かと思うんですけれども、経費面でいって、メリットとしてどういう試算

がされているのかどうか、されているのであれば、そうした数字的なものでお示しいただきたいのと。

それから、委託によるメリット、あるいはデメリットも考えられるのであれば、その点についてどのように考えているのか、お示しいただきたい。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 まず、次年度、北小学校、また忍小学校が委託事業に加わるということにつきまして、北小学校は配管がもう老朽化で駄目です。水をプールに入れるのが難しくなっております。修繕費に大体約100万円かかるというところ。それから、忍小学校においては、プールのろ過装置の修繕が必要です。これももう大分老朽化して、これも100万円等かかるという見積りでございます。

今、村田委員が、試算的にどういうメリットがあってこれをやるのかと。単年度でいったら、正直、委託したほうが費用はかかります。100万円に対して、委託すればもう少し、数百万円かかると。ただ、長い目を見たときに、本課で試算したところ、今、年間でプールの維持費、水道代含めて薬剤、それにかかるのが大ざっぱに計算して1校当たり75万円、12校、簡単に試算して、掛ける12で約900万円かかると。

それから、プールも全ての小学校が耐用年数を超えています。多い学校で56年とか、耐用年数、大体30年と言われているんですけども、建築してからもう五十何年というような学校もございまして、そういったところをもし建て替えをすると、1校当たり3億円ぐらいかかってしまうというところがございます。これを簡単に、1校3億円で12校のプールを建て替えるとなると、非常に大きな額で36億円、プラス年間に900万円の維持費の30年と考えますと2億7,000万円、足しましておおよそ39億円、これを30年で割ると年間1億3,000万円。もし12校を外部委託、業務委託してやるとおおよそ4,000万円、引き算すると年間で9,000万円ぐらいのメリットになると、そういった試算を私どもさせていただきました。

昨年、まずは2校ということでやってみたところですが、長い目で見たら、業務委託をしていったほうが、新しくプールを造るというよりもメリットがあるのではないかと、そういうところがございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 具体的なしっかりとしたそうした比較の試算もされていて、よく分かりました。

あわせて、委託の関係で、何点かまとめて質疑したいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

1つは、児童が水泳教室に通う交通です。業者のほうを持っているバスを運行するとか、いろいろな形態が想定されると思うんですが、新しく北小、忍小については、そこら辺はどういう条件というか想定なのか、これが1点。

それから、2点目は、水泳授業の実施時期ですけれども、やろうと思えば通年でも組めるのかと思うんですが、新しい委託という環境の中で、次年度はその時期というのはどう考えていらっしゃるのか。

3つ目、最後になりますけれども、もう既に南、見沼で実施されているわけですけれども、現場の先生の反応、ご意見、あるいは保護者の方、あるいは当事者の児童たち、こうした関係者の意見というのはどのようにつかんでらっしゃるか、お願いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 先ほどの村田委員のご質問にお答えします。

まず、バスの活用ですけれども、今年度については、見沼小学校が自分のスクールバスの空いている時間を活用させていただいたところですが、次年度の2校につきましては、水泳施設へ全て業者のバスを使って子どもたちを連れていくという形の契約でございます。スクールバスは使わないで実施するというところでございます。

あと、プールの時期でございますけれども、今年度、見沼中、南小は2学期を使用しました。見沼小が9月、10月、南小学校がまだ現在も、もうすぐ終わるところですが、11月、12月でございます。来年、2校を加えますと、同施設、恐らく1つの施設でやるような形になりますので、村田委員おっしゃったように、年間を通じて、1学期の早い段階からスタートして、3学期までを見越して水泳授業をやると。1年間を通してやっていくと、4校です。

時期についてはまだ、今後、学校と細かい調整はしたいと思いますけれども、学期を問わず、1学期から3学期において実施するというところでご理解いただければと思います。

それから、プールを実施している学校の声ということでありました。見沼小学校が終わりました、アンケートを取らせていただきました。まず、教職員は、非常に好評というか、子どもたちが一生懸命授業を受けてくれたというところを見てですね。それから、教職員にとっての働き方改革、維持管理ですね。学校にとって一番負担になるのがプール水の維持管理、水の維持、そういったところがないので、非常にそれはありがたいと。教職員の働き方改革

としては、非常に助かるどころかというような感想もありました。

それから、プロの指導を受けているということで、子どもたちの技術がみるみる上がるところ、そこを見ているだけでも、教職員としては非常に喜ばしいというような感想でございます。あと、子どもたちが水泳を好きになったと感じている教員も非常に多い。肯定的な回答100%でございました。大変いい評価をいただいております。

また、児童も「授業は楽しかった」「学習に進んで取り組めた」とかという、肯定的な回答が96%、そんなような状況で、非常にいい。中には、スイミングスクールに通いたいという子もコメントでございました。非常に好意的に受け止められているなど。

保護者にとりましても、「子どもが以前より水泳を好きになった」とか「ぜひ来年度も続けたい」というところで、そういった高評価をいただいております。

すみません。雑駁な説明になりましたけれども、以上でございます。

○委員長 よろしいですか、村田委員。

○5番 村田委員 はい。

○委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 大丈夫ですか。

他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、学校教育部所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第85号の討論及び採決は、総務部所管部分の質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 9時 48分 休憩

---

午前 9時 49分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、生涯学習部所管の議案について審査を行います。

まず、中村生涯学習部長にご挨拶をお願いいたします。

○生涯学習部長 改めまして、おはようございます。

日頃、生涯学習部事務事業に関しましてご理解、ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

特に、秋以降につきましては、コロナ禍以前の様相、元に戻ってまいりまして、これにつきましても鋭意、順次進めてまいっているところでございます。

本日は、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）に関しご審議をいただくわけですが、よろしくお願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △議案第85号について

○委員長 初めに、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、生涯学習部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長、お願いいたします。

○生涯学習スポーツ課長 改めまして、おはようございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、当課に係ります繰越明許費の補正についてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

4ページの一番上、繰越明許費補正の1追加の4番目、10款5項になりますが、総合体育館設備更新事業につきましては、総合体育館内のエレベーターの更新工事に伴う競争入札が不調となったことにより、今後において更新工事を行うに当たりましては、工事期間等を勘案し、年度内の完了が困難であることから、繰越明許費を設定するものでございます。

以上、説明させていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 私も2階には行きますけれども、エレベーター使わないですが、荷物を運んだりするので使うぐらいですけれども、これは体育館ができた当初からのエレベーターだと思っておりますけれども、定期的な点検をやられている中で、今まで更新したことはないです

よね、それだけ。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 開館当時から設置されているものでございますが、保守点検を行いながら、今まで使ってまいりました。大きな更新工事は行っておりません。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○1番 香川委員 はい。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 2点ほど伺いたいと思います。

1点目は、入札不調ということですが、不調の理由についてお願いします。

もう1点は、この更新事業ですが、今後の計画というのは持っているのか、その辺についてのお答えをお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 先ほどの村田委員の2つの質問のうち1つ目、繰越しの理由でございますが、うちのほうの補修等を行っているところから聞き取りをした結果でございますけれども、コロナの影響が残っている中で、これまで遅れていた工事等の関係とそれによる人員不足、そして今、物価高騰等により部材の不足が考えられるということで、今回、参加をしなかったということを伺っております。

今後につきましては、工期が7カ月程度必要であるということもありまして、こちらご承認いただいた後、再入札を実施して契約、そして工事に取りかかっていたと考えております。

以上でございます。

〔「2点目」と言う人あり〕

○生涯学習スポーツ課長 2点目、今後の計画ですが、工事が7カ月ほど必要ということでございますので、この議決をいただいた後、改めてまた入札をできるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 不調の理由は、金額が合わなかったのではなくて、入札参加者がいなかったという事態だったんですね。これは金額とか変えていないかと思うんですが、再入札で同じ仕様で同じ金額でかけたんでは、また同じ結果の可能性も高いかと思うんですが、その辺は発注側のほうで何か違いは設けるのか、落札できるような何というんですか、工夫というのか何というのか、そういうのを考えているのか、ただ同じようにやるのか、もう1度改めて伺いたいのと。

それから、私の2点目の質疑は、2,400万円の工事はこれからどういう計画かではなくて、総合体育館の修繕等の計画といたしますか、更新も含めた、そういうものが計画をお持ちでしょうかという問いだったんですが……

[発言する者あり]

○5番 村田委員 これの位置づけとして、全体をどう捉えているかという趣旨で伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長 執行部、よろしいですか。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 村田委員のご質問でございますが、金額に関しましては、営繕課等と話をさせていただく中で、金額に変更がない状況で再度入札ができると伺っておるところでございます。

今後の総合体育館の全体的な計画についてでございますが、もう27年を経過した施設でございますので、保守点検等をしてしながら使用しておりますが、どうしても突発的なもの等も含めて対応もしていかななくてはいけないと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、生涯学習部所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第85号の討論及び採決は、総務部所管部分の質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 9時 58分 休憩

---

午前 10時 00分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、岡登総合政策部長にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長 おはようございます。

梁瀬委員長、町田副委員長を初め委員の皆様におかれましては、日頃より総合政策部の事務事業の推進に格別なるご支援、ご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第85号の補正予算のうち、総合政策部が所管する部分でございます。

説明につきましては担当課長から申し上げますので、委員の皆様にはご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △議案第85号について

○委員長 次に、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、総合政策部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、川上企画政策課長、お願いいたします。

○企画政策課長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、企画政策課所管部分についてご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げますので、議案書の22ページをお願いいたします。

2款総務費、1項7目企画費で2,425万2,000円の追加でございます。これは、本市へのふるさと納税につきまして、当初の予想を上回る寄附が見込まれることから、これに伴う返礼品等に要する経費を増額しようとするものでございます。

右ページ、◎行政企画費のうち、一番上の7節記念品費は、ふるさと納税の寄附者への配送料を含めた返礼品代でございます。返礼品につきましては、総務省令より返礼品代の30%

以下とされていることから、増額を見込む寄附額4,469万8,000円の30%を返礼品代として、5%を送料として計上したものでございます。

その下の11節手数料でございますが、ふるさと納税の寄附金の納付に当たり、〇〇ペイなどのオンライン決済の一括代行を行うマルチペイメント決済システム及びクレジットカード決済を代行する代行収納システムの利用料を、増額する寄附額に応じて計上したものでございます。

その下の12節ふるさと納税管理業務委託料でございますが、本市では、ふるさと納税の受入れ、返礼品の発送、寄附者の情報の管理などの業務を一括して委託しているため、増額する寄附額に応じた委託料を計上したものでございます。

その下のOAシステム利用料につきましては、ふるさと納税の募集に当たり、株式会社トラストバンクが運営するポータルサイト「ふるさとチョイス」や、楽天グループ株式会社が運営する「楽天ふるさと納税」などを活用していることから、このサイトの利用に係る手数料を、増額する寄附額に応じて計上したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、議案書、戻りまして14ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項1目ふるさと納税寄附金でございます。右側、説明欄のとおり、その他寄附金を増額するものであります。

本市へのふるさと納税寄附金は、本年9月末現在で4,066件、5,976万6,500円となっており、昨年度の約2.4倍となっております。全国的な傾向としてふるさと納税寄附金が増加傾向にある中、9月末までの実績や前年度の下半期の寄附実績も加味し、当初予算の約1.3倍の寄附金を見込み、追加計上したものでございます。

なお、ふるさと納税寄附金は、ふるさとづくり基金及びその他寄附金において受け入れており、ふるさとづくり寄附金は当初予算において1,354万3,000円を見込んでおりますが、同基金への寄附は本年9月末現在で534万6,000円であることから、増額計上しなかったものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げますので、議案書、戻りまして4ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正ですが、3つ目の市制施行75周年記念事業実行委員会交付金は、本市が来年度市制施行75周年を迎えることから、実行委員会形式で記念事業を実施するに当たり、本年度中に市民提案実施事業の募集及び選定を行う必要があるため、債務負担行為を

設定するものでございます。

4つ目の若者移住促進事業（奨学金返還支援）は、本市に移住する奨学金返還者を対象とした支援施策を実施するものでありまして、異動が多くなる時期以前からの周知が必要となることから、債務負担行為を設定し、業務の円滑な遂行を図るものでございます。

以上で、企画政策課所管部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、風間広報広聴課長、お願いいたします。

○広報広聴課長 着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算のうち、広報広聴課部分についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正で、上から2つ目の市報ぎょうだ印刷製本業務委託を追加するものであります。これは、期間を令和5年度から6年度まで、限度額は広報紙印刷1ページ当たり1.96円にページ数と発行部数を乗じた額とするものであります。

市報の印刷業者選定に当たりましては、プロポーザル方式による審査を実施した上で、今年度中に業者を決定し契約手続を行うことにより、新年度業務の円滑な遂行を図ろうとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、柴崎財産管理課長、お願いいたします。

○財産管理課長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

第3条の債務負担行為の補正でございますが、追加するものでございまして、内容につきましては4ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正の一番上の欄、令和6年度清掃業務委託（11件）でございまして、内訳に記載のとおり、南河原支所、以下11施設の令和6年度分の清掃業務委託について債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は各施設の設計額の合計で1,812万3,000円でございます。これら清掃業務は、令和6年度当初から業務に着手する必要があるため、債務負担行為を設定し、本年度中に契約締結に係る

事務手続を行うことにより、業務の円滑な遂行を図るものでございます。

内訳に記載の施設のうち、教育支援センターを除く10施設については、本年度とほぼ同様の業務内容でございますが、教育支援センターは令和6年1月に旧星宮小学校への移転が予定されているため、対象となる施設が同センター下忍分室から旧星宮小学校へ変更となっております。

財産管理課所管部分の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 よろしく申し上げます。

4ページの債務負担行為の補正の中で、今、ご説明いただきました清掃業務委託ということで、11件の中に本庁舎の清掃が含まれていないですけれども、これは3月の定例会に入れるとしたらで、何でこの11のみなのかということと。もし違う時期であれば、その時期の違いは何かというのをご教示していただきたいんですが、お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 お答え申し上げます。

今回、債務負担行為を設定させていただいた11施設につきましては、年度当初から切れ目なく役務の提供を受けるものではなく、清掃の時期といたしまして、週単位や月単位による定期清掃が主な内容となっております。

本庁舎につきましては、長期継続契約にて例年行っておりまして、長期継続契約については、例えば本庁舎の清掃もそうですけれども、年度当初の4月1日から切れ目なく役務の提供を受ける業務でございますので、そういったものにつきましては長期継続契約の対象となるものでございます。

先ほども申し上げたとおり、今回、債務負担行為を設定した11件は、週単位ですとか月単位の定期清掃が主ですので、そういったところで、今回上がっている施設とそうでない施設、本庁舎についてはそういったすみ分けをしておるところでございます。

以上でございます。

○4番 大屋委員 ありがとうございました。

○委員長 大丈夫ですか。

○4番 大屋委員 はい。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 清掃業務委託につきまして、改めて伺いたいんですけども、まず債務負担行為でやる理由として、先ほどの質疑の答弁ですと、週単位、月単位なのということですが、そうすると債務負担行為でやる理由が、今度は根拠が別のところにあるのかというと、では、どこにあるのかという点で伺いたいと思うんです。

もう2点あります。続けて言ってしまうです。

清掃業務委託の契約方法は、どういう方法でやられるのか、その理由ですね。

それと、これまで、どこが受託しているのか、主な受託先で結構です。全てでなくて結構ですので、その3点お願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 それでは、お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、週単位ですとか月単位の業務、清掃を行っているところにつきましては債務負担行為で設定しておるところですが、これについては新年度に入ってから契約事務を行いますと、日数的に余裕がなく、4月分の清掃業務が停滞してしまうということで、債務負担行為を設定し、今年度中に事務手続を進めるものでございます。

続きまして、契約方法ですけれども、契約に当たりましては、この11施設、例年入札において契約を行っているところでございます。

また、その理由ですけれども、清掃につきましては、指名競争入札において例年実施しておるところでございます。清掃については例年、指名業者については、施設の規模ですとか委託の内容について勘案した上で、業者の中から選定を行っているところでございます。

主な契約先ですけれども、施設によっても異なりますが、例えば地域公民館の清掃ですけれども、ここについては極東ビル管理株式会社というところが受託しておりまして、そのほか……

[発言する者あり]

○財産管理課長 よろしいですか。あと、例えば環境課ですと、有限会社栄和ビルサービスで

すとか、そういった受託先というところで把握しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

1点、さらに伺いたいんですけれども、施設規模や委託の内容を勘案して指名する業者を選定しての指名競争入札とのご説明だったわけなんですけれども、よく言われている手法で、こうした公共の施設の清掃ですとか、比較的軽易な作業が含まれているこうした性質のものについては、福祉的な観点から、福祉団体や、昔の言葉になってしまうんですけれども、授産施設ですとかね。そうしたところへ優先的に仕事をお願いするというのをやられる自治体、少なくないかと思うんですが、ここの指名に当たっては、そうした福祉的な観点というのは入っているのでしょうか、この点を伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 当課におきましては、各施設からそれぞれ債務負担行為の設定に当たって、設計等を取りまとめて、今回、補正予算で計上しているところですが、実際の入札手続等につきましてはそれぞれの施設所管課で行っているところでございます。具体的に、そういった福祉的な観点云々につきましては当課では把握しておりませんが、施設の規模ですとか清掃の内容、そういったものを勘案した上で、適切に対応しているものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 よろしくお願ひします。

4ページの市制施行75周年記念の事業について、500万円の債務負担行為が設定されているんですけれども、こちらのまだ事業が決まっていないで、公募していく中で、この500万円というものの内訳というか、どのようなものに使う予定なのか、伺えますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長 500万円の内容ですけれども、こちらは毎年、5年周期で、今のところ、過去

を見るとやっています、まず5年の周期が実行委員会交付金で500万円、ゼロがつく10年単位だと800万円を、交互にやっているんですけれども、500万円の使い道の内訳は、市民提案事業に全て使おうと思っけています、今のところ、上限が100万円なので、5団体を見込んで計算をしていますが、採択内容によっては額が100万円要らない場合もあるので、その場合は6団体、7団体という形で、上位から順番に500万円収まる範囲で交付しようとするものがございます。

○委員長 新委員、大丈夫ですか。

○3番 新委員 大丈夫です。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 ありがとうございます。

先ほどの清掃業務委託の件で、今度、教育支援センターが旧星宮小学校施設に移るということで、前下忍小学校跡施設からのそちらにグレードアップするに当たっての、費用の何パーセントぐらい上がったとかという、金額とかというのはどのぐらい違うんでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 お答え申し上げます。

教育支援センターの下忍分室から旧星宮小学校への移転に当たりまして、令和5年度と令和6年度の比較ですけれども、教育支援センターについては前年度比で179万6,000円の増となっております。

以上でございます。

○委員長 2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 ありがとうございました。

○委員長 大丈夫ですね。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 市報ぎょうだについてお聞きしたいと思います。

このところ、市報の表紙及び内容が、本人がいるからあまり褒めにくいんだけど、非常によくなっていると。これは、議員もそうであるし、また、市民の皆さんから見ても、非常に表紙、内容ともにすばらしくなっていると、かなり評価が高いです。

印刷事業者からすると、プロポーザルでやっていますけれども、ページ当たりの単価では

なくて、要するにデザイン料として市報を見ていただきたいという考え方です。ですから、業者側のいわゆる単価と、市のほうからの1ページ単価1.96円というのをどのように捉えているかだけお聞きしたいんですけれども、業者の立場と発注側の立場ということで。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

風間広報広聴課長。

○広報広聴課長 月々のページ数が固定しない、それぞれ記事の量によって毎月毎月変わります。そういったことから、こういう形でページ単価で設定をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

○委員長 1番 香川委員。

○1番 香川委員 業者側から見た、デザイン的なものというのに対しては答弁できないですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

岡登総合政策部長。

○総合政策部長 お答え申し上げます。

本市の広報紙の制作に当たりましては、基本的なデザインというのを職員が行っているというところが大きな点でございます。一部で後半のページとかはレイアウト、細かいところは印刷会社をお願いする部分はあるんですけれども、主に巻頭というんですか、メインの記事などは全て市の職員がデザインしておりますので、このような単価設定をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

○1番 香川委員 分かりました。

○委員長 他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 私、市制75周年と若者移住と2つあるんですが、区切ります。

75周年のほうで、改めて、私自身確認をしたい、その点も含めての質疑になります。

5年前の10年単位の年度ではないから金額が下がっているのか、あるいは事業自体を縮小したのか、この確認がまず前提としてあるんですけれども、前よりも規模が小さくなっているように思うんですけれども。それで、市民提案型の事業だけ今回計上した。縮小して、市民提案型事業だけ残したという理解でいいのか。これをまず前提として確認させてもらうの

が1つ。

その上で、今回も実行委員会方式でこれをやられるということのようですけれども、行田市もその構成団体に入るのか。それと、実行委員会というのは、ほかにどういう団体で構成されるものなのか、これが2点目です。

3点目は、近年の市民提案型に限って結構です。どういう事業が採用されて実施されてきたのか、過去、数回程度あれば教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長 まず、1点目の500万円縮小化、規模はどうなんだということですが、市民提案事業のお金自体は、5周年単位のとくと全く変わりはなく、65周年のときも500万円、今回も500万円で規模は変わっていませんが、少し見直したところは、市の主催事業のよく何とか講演会とかというのを、記念して特別にやっていたものがあるんですけれども、その事業については5周年は取りあえず今回やめようということで、文化の日記念式典のちょっとしたアトラクションの部分と、あと今回の市民提案事業のみという形になっております。

もう1つ、実行委員会の構成ですが、こちら実行委員会は市役所内部の実行委員会の話でございまして、市長が実行委員長、各部長が実行委員のメンバーという形になります。そのほかに、市民提案事業の採択をする専門委員会というのを別に設けておりまして、そちらは市民の団体が5団体で、市役所の関係する課長級の職員が5名の10人で、前は選定委員会を行っております。

最後、どういう事業があったのかですが、例えば70周年のときの採択事業は、コロナで中止になってしまった事業とかもあるんですけれども、オペラだとか、あとはドラマ聖地を巡ったスタンプラリーだとか、みんなで描く！70枚の巨大壁画プロジェクトとかですね。あと、65周年のときは、オール行田の日本酒づくり事業とか、よさこい踊りソング作成事業とかいろんな提案で採択をされて、採択されなかった提案もあるんですけれども、そんな形で採択をされております。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 1点だけ確認させてください。

実行委員会という形ですが、改めて、市の組織の中での実行委員会なのかというので、そういうのというのは、実行委員会と呼んでいる、そういう形態を取っている理由とい

いますか、こういうメリットを考えてという、そういうところをご説明いただければと思うんですけども、質問の趣旨は通じたでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上課長。

○企画政策課長 お答え申し上げます。

こちらの実行委員会につきましては、市民提案事業とか、いろいろ含めた、例えば啓発つくる場合とかいろいろございまして、今のところ、予算の振り分けは提案事業500万円にしているんですけども、端数が必ず採択すると出てくるんですけども、市でそれぞれの科目で支出するよりは、一括で実行委員会としていろんな事業に対応できるように、それで実行委員会形式を取っているというのが実情でございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員、よろしいですか。

○5番 村田委員 はい。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 先ほど申しあげました2つ目の若者移住促進で、3点ほどの視点で伺いたいと思うんですけども、まず1点目は周知方法ですけども、移住してもらおうということなわけですから、考えたときに、大学、短大等が集中している東京を中心とした首都圏、あるいは行田周辺の県北、群馬までいくかもしれません。そういうようなところが主なターゲット、想定できるものかと思うんですが、そこへの周知の方法について何か工夫がされているのか、これが1点。

2点目、今回のご説明、あるいは事業名も移住促進という打ち出しなわけですけども、流入を促進するという一方で、人口減対策としての流出抑制という観点も当然見られると、あっていいかと思うんですが、市内在住者の転出防止という、抑制という視点から、市内在住者を対象とすることも検討されたのかどうか、採用されなかったその理由についてもお願いしたい。

3点目ですけども、この事業、いい事業かとは思いますが、まだ働いていない人、これから働く人ですから、いわゆる子育て支援という要素もあるのではないかと考えるんですけども、その点からの、市内在住者ということを対象にするとか、そういうことは考えなかったのか、この3つお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上課長。

○企画政策課長 お答えします。

まず、周知方法ですけれども、こちらにつきましては市外の方がターゲットということで、まずはメディアとか、この間もNHKにも出させていただいたんですけれども、あとはSNS、近隣のもの大とか進修館高校、テクノ・ホルティ、そういう学生がいるところへの周知と、あとは今度1月に移住フェアというのが都内でございまして、そちらでもチラシを配ったりとか、あとはプレスリリース配信サービスを利用して、全国に発信をして周知をしてみたいと考えております。

あと、残りの2点、市内在住者を考えなかったのかというところですが、2番目と3番目、一括してお答えしたいと思います。

今回の事業につきましては、転出者の45%が20歳から29歳の若者が占めておりまして、特に若年層の転出超過が顕著であることから、人口減少に歯止めをかけるため、若年層の定住促進をする必要があると考えておりました。

そこで、本施策は、大学を卒業し、新生活に向け新たな移住先を検討している若者の方に、本市を選択していただくための1つのインセンティブとなるよう、移住に特化した事業を新たに実施するものでございます。

この事業は、ターゲットを若年層に絞った移住政策でありますけれども、このほか子育て世帯への施策や教育充実など特色ある事業を総合的に展開することで、移住先として選ばれるまち、住み続けたいまちとして行田の魅力を高め、人口減少に歯止めをかけたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 市内在住者を対象としなかったというところで、思い返すと、大学生とか、住民票は市内に置いたまま、東京ですとか首都圏だと下宿生活というのか、アパート暮らしとかしてという学生も少なくないかと思うんですよ。私の周りにも結構いましたしね。そういう方は、例えばこの場合には居所という概念を入れてつくるのか、そういうところはあるんでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上課長。

○企画政策課長 事実上の要綱上運営するものでございまして、住民票が移る、移らないという証拠がないと、今の制度上、対象外となってしまう、それはやむを得ないと思っております。

○委員長 よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 37分 休憩

---

午前 10時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、総務課所管の議案について審査を行います。

まず、浅見総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 おはようございます。

委員の皆様には、日頃から総務部の事務事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただく案件は、議案第85号のうち、総務部所管部分でございます。

説明につきましては担当課長より申し上げさせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

---

△議案第85号について

○委員長 次に、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、総務部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、松田人事課長、お願いいたします。

○人事課長 着座のまま失礼いたします。

それでは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）につきまして、人事課所管部分の歳出予算の説明を申し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。

2款総務費でございますが、1項1目一般管理費は、当初予算で措置していない普通退職者2名分に係る退職手当を措置するものでございます。

以上で、議案第85号の人事課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、橋本税務課長、お願いいたします。

○税務課長 それでは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、税務課所管部分について説明申し上げます。

同じく議案書の22ページをお願いいたします。

2款総務費で444万4,000円の追加でございます。

2項2目賦課徴収費、右ページ、説明欄の◎賦課費のOAシステム改修委託料として、来年度から新たに森林環境税の徴収が開始されることに伴い、必要となる住民税のシステム改修を行うものでございます。

なお、森林環境税についてですが、平成26年度から今年度まで10年間にわたり、東日本大震災復興基本法に基づき、臨時的措置として、個人住民税均等割の枠組みを用いて年額1,000円が賦課徴収されていたものが終了し、同額を国税として市町村が徴収するものでございます。

以上、税務課所管部分の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、23ページの総務一般管理費につきましてお尋ねします。

普通退職者2名ということですが、当初の予定外の退職のようですけれども、差し支えない範囲で退職の理由ですね、お願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 退職の理由でございますが、退職に当たって、人事課のほうで慰留も含めてヒアリングを行っております。2名とも退職の理由につきましては、一身上の都合ということで伺っております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、総務部所管部分についての審査を終了いたします。

以上をもって議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、当委員会所管部分の質疑が終了いたしました。

---

#### △議案第85号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、当委員会所管部分について、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 45分 休憩

---

午前 10時 59分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお申し上げます。

---

△議請第8号について

○委員長 それでは、請願の審査に入ります。

議請第8号 行田市学校給食費無償化を求める請願を議題といたします。

事務局に、請願の朗読をお願いいたします。

〔事務局朗読〕

○委員長 朗読が終わりました。

---

△議請第8号の意見

○委員長 次に、委員より意見を求めます。意見のある方は順次発言願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 もしなければ、順次意見開陳ということでご意見を伺いたいと思います。

まず、1番 香川委員からお願いいたします。

○1番 香川委員 学校給食の無償化というのは賛否いろいろあるところで、自治体の規模や財力によって、できているところ、あるいはしようとしているところ、はなから無理だと言っているところとあると思います。

教育の無償化は国が先行してやっておりますので、基本的には財政力の差が各市町村ごとにあるという中で、基本は国が給食費の無償化に向けて進むべきかと思っております。

実際にここ2年間、令和4年度と5年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、中学校の給食費を無償化したわけですが、保護者の方が払われている無償化した部分が、中学校だけで年間約9,800万円弱かかっている中で、これを小学校も含めた場合には、恐らく2億5,000万円ぐらいかかるのかと思っております。

そうした中で、それを継続的に市が無償化していくというのは、非常に財政的な負担がかなり厳しいのではないかと行田市の場合は考えられますので、先ほども言いましたように、基本的には国がその方向に進むべきであるとは私思っておりますので、この請願に対しては賛成はしかねるということです。

以上です。

○委員長 次に、2番 駒見委員、お願いいたします。

○2番 駒見委員 私も、先ほど香川委員がおっしゃられていた部分とほぼ同じでございます。

国の主導によって、この金額に対して補助いただけるのであれば、それは市にとっても大変ありがたいことですし、子どもたちにとっても、国の政策ということで本当にためになるかと思っておりますが、なかなか昨今の財政状況厳しい状況を見ますと、こういった策も一考しなければいけない部分が強いなと思います。

また、食育という観点で、給食費、これまで自分たちが、小・中学校のときは自身の両親が払っていただけていたというところで、お金を払って食べるという部分でのありがたさというの我々は感じてきて、お金を払って食べているものだから残さず食べるという、そういう部分での教えもあったように思います。

そこを踏まえますと、少しでも今、こういった状況の中ですが、そういった志も子どもたちのためにあってもよいのではないかと、これは私の個人的な思いですが、あります。そういったことを考えて、今回、またこれを受け入れるということになりますと、1年、単年度では済まない部分も増えてくると、そこを先を見越すと、かなりの金額が毎年毎年増額していく。子どもたちにとってはよいかもしれないですけども、そういった部分では、市の財政のことを考えると厳しいと思います。

そこを踏まえて、私は、こちらの請願に関しましては反対というところの立場を取らせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長 次に、3番 新委員。

○3番 新委員 私は、この請願を読ませていただいて、もちろん小学校の給食が無償化することはいいい面も多数あるかと思えます。

ただ、先ほどお二人がおっしゃっていたように、基本的には国で進めていくものだと私も認識してまして、もちろん財源のところが一番ネックにはなると思うんですけども、例えば自治体で財源がない中、無償化してしまっって、今出ている給食のクオリティーを下げざるを得なくなったりだとか、そういった何というんですか、デメリットが生じてしまう可能性もあるので、現状のところ、現在、中学校で無償化をしているという行田市が取組がある中で、今回のこの請願に関しては、私の立場としては反対の意見を示させていただきたいと思えます。

○委員長 次に、4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 議請第8号 行田市学校給食費無償化を求める請願につきましては、私は

賛成いたしかねます。

学校給食は、子どもたちの成長や健康維持にとって不可欠であり、それを支える環境整備は、社会全体が取り組むべき課題と思います。学校給食費の無償化は、この課題解決の一環であり、重要な政策と思います。

学校給食費について、公明党では、学校給食費に関して、食のセーフティネットの観点から無償化を目指し、実態を把握し、課題を整理することを提案しており、6月に政府与党がまとめた「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための『こども未来戦略』策定に向けて～」の中にですね。また、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取組の実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表すると。その上で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等を含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方針を検討するとなりました。

継続的な予算確保が課題となることから、国に対して学校給食費の無償化を求めたいと考えるためです。

以上となります。

○委員長 次に、5番 村田委員。

○5番 村田委員 私は、この請願に賛成いたします。

既に全国では513の自治体、小・中ともにとというのが482のようです。ほかは、小学校だけ、中学校だけ、こういう自治体もあるようですが、無償化がここまで進んできています。

県内で見ますと、今年度では23の自治体が小・中ともに実施しているようです。これは動いているようなので、私が調べた限りでの時点でのものですが、行田だけが中学校のみという状況です。でも、頑張っていると、評価してもいいと思うんですけども。

最新の情報ですと、所沢市、市長公約で、来年4月から小・中無償化を公約として掲げて市長になったわけですが、前倒しで来年の1月から実施するという記者発表、新聞情報ですが、そんなこともあります。それぐらい刻々とこれは進んでいるという、こういう状況がまずある。

財源の点でいいますと、確かに今、行田もそうですけれども、臨時交付金で手当てしているのが15自治体、県内ですね。ほかは、9自治体は独自の財源を投入してやっている。恐らく、財源はどこもそんなに楽ではないですから、厳しい中でこの政策事業が大切な子育て支援の事業だ、こういう判断の下に実施されているんだろうと思います。

市長も無償化は必要だ、だけれども、国で行うべきだ、こんなふうに答弁していますけれども、私も国の責任でしっかりと財源を確保すべき、そして自治体の実施主体でしょうけれども、それは全く同じです。

しかしながら、国の政策を待っていたのでは、通ってらっしゃるお子さん、あるいは保護者の人たちの要望に応え切れないということで、前倒し的に、独自の財源を使ってでもやっている、これが実情ではないかと私も理解しています。これは、改めて、無償化というのは、請願にあるとおり、子育て支援、少子化対策の本当に中心的な事業というふうに言っていると思うんです。

こどもまんなかで考えるならば、今回、未来基金には5億円積み立てる財源を確保する工夫をしたように、この5億円の中から小学校の給食費無償化、あるいは中学校の無償化の継続も選択肢としてはあるんだと思うんですよ。そこを、議会としても背中を押す形で、この請願に賛成することの意義は大きいと思います。

以上です。

○委員長 次に、町田副委員長、お願いします。

○副委員長 まず、この請願の文章の中に「行田市も」と入っているんですけども、行田市もというよりも、これはどちらかというと、今、中学校の給食費の無償化という形を取っているのは、先ほど香川委員のほうからもありましたけれども、交付金を使っているので、行田市がやっているという形ではないという部分と。

あともう1つ、これは私の考えですけども、国の制度が決まるまでと書いてあるんですが、多分、国で無償化はできないと思っています。なぜならば、自治体ごとに給食費の仕組みが全部違うものですから、金額も違えばですね。

現在、行田市の食材費は、県内でも多分下から数えたほうが早いぐらいの金額だと思っています。食材費を、子どもたちの口に入るまでにかかる費用を、行田市が一般財源から負担しています。

この中で、保護者からというよりも、保護者はこれを求めているのかというと、私、PTAを長くやっていたんですけども、保護者が給食費を無償化にしてというお話はあまり出てきた記憶がございません。

行田市は、3人目のお子さんから給食費も無償になっています。払わなくていいような形を取っています。所得の低い方も、同じように行田市のほうで補助されています。そういう部分を考えたときに、国が今後、無償化というよりも、給食に対する補助金を出すという形

が理想なのかと思っています。

現在の行田市の食材費を考えたときに、これから、値上げしている分を加算するという話  
も少し聞こえてきています。5,000万円以上かかるというお話も聞いています。その中で、現  
在、全体で6億円ちょっとぐらいになると思うんですけれども、その金額が7億円、8億円  
に迫るということが今後起き得ると考えます。

行田市が一般財源から、国の制度が決まるまでの間という安易な考え方で給食費の費用を  
負担した場合に、ほかの事業に係る負担が非常に出てくるのかと思います。しっかりと順序  
を立ててやっていくことが必要ではないかと考えますので、この請願自体には反対のほうで  
考えております。

以上です。

○委員長 皆様、ありがとうございました。

他に意見ございますか。

村田委員、お願いします。

○5番 村田委員 それぞれ皆さんからの貴重な見解を聞きまして、改めて、私もいろいろな  
点から考えることができたと思います。

ただ、最後、町田副委員長が言われた中で1点、事実として誤った認識ではないかと思わ  
れる点があるので、その点については私の考えをお示しして、皆様のご判断を仰いだほうが  
いいかと思うんです。そのことが1つありました。そうでないと、これをしっかりと正確に  
最後判断ができなくなるおそれがあるという点を危惧してです。

それは、町田副委員長が言われた最初の中で、中学校の無償化は国の臨時交付金が財源な  
ので、行田市がやっているのではないという発言があったんですが、制度上もこれは取り違  
えた考え方ということを申し上げたい。

臨時交付金は、緊急経済対策という趣旨で、国が各自治体にどうぞ使ってくださいと。使  
うに当たっては、経済対策という点を十分に尊重してやってくださいという附帯的な、条件  
ではないですが、基本的に交付金というのは各自治体が自由に使えるお金として出している  
ものです。補助金とは性格が違います。

この交付金を何に使うかは自治体の判断ですから、行田市は中学校に対して無償化をやり  
ましょうという判断をした。他自治体はほかに使ったりとか、いろいろそれは様々です。で  
すから、行田市は中学校の無償化は、財源は国から来た交付金を活用しながら、行田市が判  
断をし行田市がやっているものだ、この点だけは。これは事実関係に属することですので、

あえて、すみませんが、皆様と共通の認識にしたいと思ひまして申し上げました。

○委員長 それでは、以上で意見の開陳を終結いたします。

---

#### △議請第8号の討論

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員、お願いします。

○5番 村田委員 この請願に関わっては、市長の「こどもまんなか」、これをスローガンにして、来年度以降、様々な子育て支援の事業を打ち出すことを表明してくれているわけです。大いに歓迎したいと思います。その点では、行田市長の方向性とこの請願というのは一致しているのかと思うんです。

全国あるいは県内の流れを見ても、無償化に後れを取ってはいけないのではないかと、市民の声を尊重して政策判断を行う、こういう視点から議会として、本請願に賛成していただきたいと、そのことを最後に呼びかけまして、私の賛成の討論といたします。

○委員長 他に討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議請第8号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議請第8号 行田市学校給食費無償化を求める請願は、採択とするに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手少数と認めます。よって、議請第8号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、当委員会に委託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### △閉会の宣告

○委員長 以上をもって総務文教常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前 11時 21分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 梁 瀬 里 司

建設環境常任委員会

12月8日（金曜日）

令和5年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年12月8日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
議案第88号 令和5年度行田市水道事業会計補正予算（第2回）  
議請第10号 行田市デマンドタクシー、12月29日から12月31日までの利用を求める請願
- 審査日程 **【都市整備部】**  
議案第88号 令和5年度行田市水道事業会計補正予算（第2回）  
議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
**【建設部】**  
議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
**【市民生活部】**  
議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
**【環境経済部】**  
議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
**【請願】**  
議請第10号 行田市デマンドタクシー、12月29日から12月31日までの利用を求める請願

○出席委員（6名）

委員長	小林	修	委員	2番	小林	淳一	委員
副委員長	木村	博	委員	3番	吉田	豊彦	委員
1番	福島	ともお	委員	4番	小野寺	貴男	委員

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

森	原	秀	敏	市民生活部長
儀	貝	和	実	市民課長
江	森	裕	一	環境経済部長
柿	沼		誠	環境課長兼 粗大ごみ処理場長
今	井	良	和	農政課長
高	橋	栄	一	都市整備部長
加	藤		修	都市整備部次長兼 水道課長
寺	田	定	弘	都市計画課長
根	岸	正	臣	上下水道経営課長
吉	田	秀	和	都市整備部副参事
青	山	義	徳	建設部長
藤	野	賢	哉	道路治水課長

---

○事務局職員出席者

書記 田島 裕介

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

それでは、始めさせていただきます。

当委員会に付託されております案件は、議案1件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件並びに請願1件であります。

審査につきましては、お手元に配布いたしました審査日程により実施しますので、よろしくご願ひいたします。

---

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。

また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、都市整備部所管の議案について審査を行います。

まず、都市整備部長、ご挨拶をお願いいたします。

○都市整備部長 おはようございます。

貴重なお時間をいただき誠に恐縮ですが、一言ご挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会の小林 修委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃より都市整備部所管の事務事業に深いご理解を賜りまして厚く御礼申し上げます。また、大変お忙しい中、今回都市整備部に係る2議案につきまして審査をいただきますことに心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、審査依頼されました議案第88号 令和5年度行田市水道事業会計補正予算（第2回）と議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）でございます。何とぞ慎重なる審査、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長から説明申し上げます。本日はよろしくお願

いたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

---

△議案第88号について

○委員長 初めに、議案第88号 令和5年度行田市水道事業会計補正予算（第2回）を議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、根岸課長、お願いいたします。

○上下水道経営課長 それでは、議案第88号 令和5年度行田市水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

議案書の54ページをお願いいたします。

今回の補正は、債務負担行為を設定し今年度中に契約締結に係る事務手続等を行うことにより、令和6年度工事の施工時期の平準化を図るものでございます。

第1条は総則でございます。第2条は債務負担行為の補正でございまして、配水管布設等工事について、期間を令和6年度、限度額を5,000万円と定めるものでございます。工事の内容は、持田地内の配水管布設替え工事ほか5件の工事を予定するものでございます。

55ページ、56ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書につきましては、支払義務発生予定額及び財源内訳を記載したもので、令和6年度の支払義務発生額が5,000万円、財源につきましては、減価償却費等現金の支出を伴わない費用の計上により留保される損益勘定留保資金を充当するものでございます。

以上で議案第88号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第88号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

副委員長。

○副委員長 令和6年度の施工時期を平準化するということですが、今、持田地区とその他5件ということで、6本の工事を年度をまたいで行うというお話ですが、工期はそれぞれ6件違うと思うのですが、どのような感じで考えているのか。いわゆる、始

めと尻が一番長いので何月ぐらいまでかかるのか、予定していることで結構ですので教えていただければと思います。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 工事につきましては6本予定しております、一番長い時期ですと3月から10月を予定しております。

以上です。

○委員長 副委員長。

○副委員長 3月から10月ということですが、それによって年間の工事の発注が一時期に集中しないということでしょうか。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 今回の補正につきましては、施工時期の平準化ということで、年間を通して平準化できるように発注する予定でございます。

以上です。

○委員長 副委員長。

○副委員長 しつこいようですが、令和5年度の発注本数は今まで何本あったのでしょうか。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 令和5年度は、債務負担行為は9本行いました。

以上です。

○委員長 副委員長。

○副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第88号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第88号 令和5年度行田市水道事業会計補正予算（第2回）は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 9時 37分 休憩

---

午前 9時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第85号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、都市計画課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。都市計画課、寺田課長、お願いします。

○都市計画課長 それでは、補正予算について説明させていただきます。

議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）の都市計画課所管分についてご説明いたします。

議案書の30ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、4目公園費204万1,000円の増額でございます。これは、市内3箇所の公園、具体的には、持田4丁目地内の第2砂原南公園、富士見町2丁目地内の武蔵公園、棚田町1丁目地内の砂畑公園において、樹木が電線に接触するなど危険な状況であり、市民の安全を確保する観点から早急に対応する必要があるため、この樹木の剪定や伐採を実施するものでございまして、右のページの説明欄の◎公園維持管理費、12節施設管理委託料を増額措置するものでございます。

以上で、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）の都市計画課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 今、説明で3箇所の公園という話ですけれども、これは市の担当課が公園を巡回して確認したのか、それとも市民からのお願いで計画したのか、どちらか説明してくれる。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 こちらの場所を選定した理由でございますけれども、まず、地域の皆様から、ここの公園のこの樹木が非常に繁茂して危険であるというような要望を市内で数10箇所いただいております。その中で、今回市の職員が確認をいたしまして、至急にやる必要があると思われる電線にかかっている部分ですとか、道路のほうに越境している、そういうものについて今回補正予算で計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 説明ありがとうございます。

緊急性があるからこそ今回この3公園とあるけれども、要望としては十何箇所あるという話ですけれども、そこはどうなったのですか。緊急性がないので次年度、そこら辺です。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 先ほども答弁で申し上げましたけれども、今回挙げているのは緊急を要するものというところで、具体的には、電線に引っかかっている部分ですとか、道路のほうに多く出ているものについて挙げさせていただいております。そういった意味では、まだ要望の箇所というのは残っておりますので、今後、来年度なり、予算を確保しながら対応していく予定でございます。

以上です。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 この要望というのは、前年度のときには、写真とか自治会の要望とかであって、その人たちの連名で要望してくださいと、今度、行田市長になってからは、そういう形の意見はなくても、地元の人からの直接の要望でも受け入れるという形になったと思うのですけれども、それはどちらからのあれですか。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 公園の関係につきましては、市民のどなたからでもご要望は受け付けておりまして、団体からでない駄目だとか、そういうことは特にございません。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 いいです、ありがとうございます。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、この後審査を行う環境経済部所管の審査終了後に一括して行います。  
暫時休憩いたします。

午前 9時 44分 休憩

---

午前 9時 46分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、建設部所管の議案について審査を行います。

まず、建設部長にご挨拶をお願いしたいと思います。

○建設部長 改めましておはようございます。

誠に恐縮ですが、一言ご挨拶させていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、日頃より建設部所管の事務事業に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。また、建設部に係る議案につきましてご審議いただくことに心から感謝申し上げます。

さて、本日も審議をお願いいたしますのは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち建設部所管分の1議案でございます。何とぞ慎重なる審議、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長から説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

---

△議案第85号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、道路治水課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。  
道路治水課、藤野課長、お願いいたします。

○道路治水課長 それでは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち道路治水課所管分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げますので、議案書の30、31ページをお開き願います。

8款土木費全体の補正額は2,848万1,000円の追加で、このうち道路治水課所管分といたしまして、2項4目橋りょう維持費において2,644万円を追加措置するものでございます。

31ページの説明欄、上段の◎橋りょう維持補修費の18節橋りょう修繕事業負担金は、秩父鉄道行田市駅の跨線橋修繕工事の実施に当たり、協定書の締結に先立ち秩父鉄道株式会社において改めて事業費を算定したところ、人件費及び資材価格の高騰による負担金の増額が見込まれることから、追加措置するものでございます。

以上で歳出に係る説明を終わらせていただきます。

次に、歳入予算についてご説明申し上げますので、戻りまして、20ページ、21ページをお開き願います。

21款市債でございますが、1項6目土木債の橋りょう長寿命化事業債は、行田市駅跨線橋修繕事業に対するもので、歳出予算の補正額2,644万円に充当率95%を乗じた額2,510万円を見込むものでございます。

続きまして、繰越明許費について別表によりご説明申し上げますので、戻りまして、4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正をご覧ください。

8款土木費全体の繰越明許費は、道路治水課所管分3億3,844万円を追加するものでございます。

内訳といたしまして、2項道路橋りょう費のうち幹線道路整備事業5,800万円は、市道第2.1-2号線、通称荒木・須加幹線道路における道路改良の実施に当たり再設計業務を実施したところ、L型擁壁の基礎及び車道舗装において増嵩が発生したことに伴い、年度をまたいで事業が実施できるよう繰越明許費を設定するものでございます。

その下の橋りょう長寿命化事業1億7,644万円は、行田市駅跨線橋修繕事業に当たり、協定

書の締結に向けた秩父鉄道株式会社との協議に不測の日数を要し、工事期間が年度をまたぐことから、繰越明許費を設定するものでございます。

その下、3項河川費の上荒井ポンプ場設備更新事業1億400万円は、上荒井ポンプ場の排水ポンプ及び制御盤の更新工事において、長引く半導体や電気部品不足の影響により部材の調達に約10カ月を要することが判明したため年度内の完了が困難となったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、地方債補正について別表によりご説明申し上げますので、5ページ、6ページをお願いいたします。

第4表地方債補正をご覧ください。

先ほどご説明申し上げた行田市駅跨線橋修繕事業の補正に伴い、地方債の限度額を8,920万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については変更ございません。

以上で、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、道路治水課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第85号の質疑

○委員長 次に質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。質疑をさせていただきます。

繰越明許費補正から、まず1点目が、荒木・須加幹線道路の件で、これは繰越しということとで次年度ということになると思うのですけれども、来年度の中ではどのあたりである程度完成するのか分かる範囲でお答えいただけたらと思います。

もう1点が、行田市駅の跨線橋の関係ですけれども、今回行田市駅跨線橋の長寿命化を図ることによってどの程度使える期間が延びるのかというところを教えてくださいましたので、お願いします。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 まず、幹線道路整備事業についてです。

まず、場所ですけれども、荒木と須加の境目に東西に土腐落悪水路という水路が通っていて、そこから北へ向かって埼玉用水路までの区間、約360メートルの区間におきまして、

西側に歩道を設置いたします。それから、車道の舗装を全面的に打ち替えるというような工事が主なものとなってございます。

○委員長 いつまで。

○道路治水課長 それは全体の。

○委員長 全体ではなくて、今回の工事がいつまでに終わるかということ。今回の工事予算の質問だから。

○道路治水課長 一応、10月末までの完成を目指して進めてまいります。

それから、2点目の跨線橋の関係です。今回長寿命化を図ることによってどのぐらい使用期限が延びるのかというところで、一応、計画上、今後100年を目標としているものでございます。

以上でございます。

○委員長 どうですか。

○1番 福島委員 分かりました。了解です。

○委員長 他に質疑ありますか。

小林委員。

○2番 小林（淳）委員 31ページの橋りょう修繕事業で2,644万円というところですけども、こちらは、どのぐらい総額が足りないことによって市の負担がこの金額になっているのでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 まず、当初予算として1億5,000万円の配当をいただいております。協定書の締結に向けて秩父鉄道と協議をしたところ、先ほどご説明申し上げました人件費、資材価格の高騰によって、今回の補正額2,644万円が不足する見込みがあるということでございます。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 不足分を全額市のほうで負担するという解釈なのでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 今回の修繕事業は、全額市の負担ということで協議が調っております。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はありますか。

副委員長。

○副委員長 道路橋りょう費の幹線道路ですけども、この5,800万円は1本で発注する工事で

すか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 1工事で発注を予定しております。

○委員長 副委員長。

○副委員長 河川費で、先ほど排水ポンプの更新と制御盤の更新ということですが、これも1本ずつで2本の工事ということになるのでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 こちらも1工事として発注を予定しております。

○委員長 副委員長。

○副委員長 1つの工事の中に排水ポンプ更新と制御盤の更新があるということによろしいですか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 副委員長。

○副委員長 この工事につきましては、何月発注で何月完成を予定しておるのでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 議決をいただきましたら、すぐに発注を行いまして、令和7年1月ぐらいの完成を目標にしております。

○委員長 副委員長。

○副委員長 議決をいただいたらということは、1月、もしくは2月に発注ということによろしいのでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 1月を予定しております。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います環境経済部所管の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 00分 休憩

---

午前 10時 02分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用させていただきようお願いいたします。また、説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、市民生活部所管の議案について審査を行います。

市民生活部長、ご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 皆様、おはようございます。

建設環境常任委員会の皆様におかれましては、日頃よりお世話になっております。本日は、議案第85号のうち市民生活部所管の戸籍住民基本台帳費に係る補正、また、保健衛生費に係る補正についてご審議賜りたいと思います。どうかよろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第85号について

○委員長 次に、総務文教委員会から審査依頼を受けました議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、市民課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

議員市民課長、お願いいたします。

○市民課長 議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、市民課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに歳出についてご説明いたしますので、議案書の22ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、右ページ説明欄の12節OAシステム改修委託料は、戸籍等における個人氏名の振り仮名の記載や個人番号カードへの個人氏名のローマ字表記の法制化に伴い、住民基本台帳システム及び戸籍システムの改修を行うものでございます。

26ページをお願いいたします。

1項5目斎場費でございますが、右ページ説明欄の12節調査測量設計委託料は、小動物火

葬棟の新設について、施設整備に係る設計費用を措置するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、10ページをお願いいたします。

2項1目総務費国庫補助金でございますが、右ページ説明欄の番号制度システム整備費補助金（市民課）は、歳出に計上いたしました戸籍の記載事項への個人氏名の振り仮名の追加や個人番号カードへの個人氏名のローマ字表記等の法制化に係る住民基本台帳システム及び戸籍システムの改修に対するもので、歳出計上額の全額を見込むものでございます。

戻りまして、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございますが、表の1番目、小動物火葬棟整備事業を追加するものでございます。先ほどご説明いたしましたとおり、施設整備に係る設計委託料を今回の補正予算で措置いたしました。設計等の業務に約6カ月の期間を要する見込みであることから繰越明許費を設定するものでございます。

以上で議案第85号についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。それでは、質疑させていただきます。

26、27ページの斎場運営費の調査測量設計委託料のところでございますけれども、現時点で分かるようであれば、小動物火葬棟のイメージされているものといえますか、例えば、炉というか、そういうものしかないのか、あるいは待合室みたいなものも備えているのか。あと、周辺といえますか、どういう感じになるのかというところを、お伝えできるようであれば説明いただけたらと思いますので、お願いいたします。

○委員長 議員課長。

○市民課長 小動物火葬棟の内容でございますけれども、小動物専用の火葬炉のほか、利用者の方の待合室、あとお別れの場を兼ねました収骨室、それとトイレ、あとは作業員の控室兼倉庫を予定しておりまして、場所につきましては、斎場敷地内の西側にございます職員駐車場に、現在のところ構造面積約150平方メートルの建物を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○1番 福島委員 分かりました。

○委員長 他に質疑のある方はお願いします。

副委員長。

○副委員長 斎場のほうですけれども、6カ月かかりますということですが、2月、もしくは3月に発注するというのでいいですか。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 今回補正予算を議決いただいた後に、入札契約事務を経まして、予定としますと2月からの設計委託を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長 副委員長。

○副委員長 ちょっと意地悪な質問になりますけれども、ここ数年、小動物の火葬場はできないということで、10年ぐらい前から議会でも質問をされていたわけですが、それができないというふうに諦めていたような部分もあったのですけれども、県との協議が調ったということですが、できないと思っていた壁が破れたのは、どういうことでオーケーになったのでしょうか。

○委員長 部長。

○市民生活部長 こちらについては、副委員長ご指摘のように、県とこれまで協議を重ねてきた経緯の中で、都市計画法の関係から建設できないということで、ずっと建設が不可という回答をいただいております。そうしたところ、こちら県に対してちょっと意地悪な聞き方をしてしまったのですけれども、都市計画法の要件の中の建設する建物のところに備考欄があるんです。備考欄のところに、県の見解としては、小動物火葬炉1基とか、そもそも、最初の申請のときに、それができないというお答えをいただいていたところですが、他の自治体を見ると、その記載がないものも見受けられたのがありまして、そのところの兼ね合いはどうなんですかというところで協議を重ねる中で、県からも、現状の斎場の機能を補完するものであり、かつ市民の方の利便性に寄与するものであれば可能ということで見解をいただいて、今回の計上に至ったものでございます。

以上です。

○委員長 副委員長。

○副委員長 よく分かりました。そういう意味では粘り勝ちですね。ずっと質問してきた議員

がいるというのは聞いているのですけれども、そういう中で、やはり市民の声を県に訴えていただいた結果かなと思って、ありがとうございます。

以上です。

○委員長 部長。

○市民生活部長 こちらの今回の県の見解に対しましては、県も都市計画法という法はあるのですけれども、それに縛られることなく、幅広い解釈の中で見解をいただいたものはこちらとしても理解しております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、この後審査を行います環境経済部所管の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 13分 休憩

---

午前 10時 16分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用させていただきようお願いいたします。なお、説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、環境経済部所管の議案について審査を行います。

環境経済部長、ご挨拶をお願いします。

○環境経済部長 委員の皆様には、環境経済部の諸事業に対しまして日頃から多大なるご支援を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本日は、令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、環境経済部所管部分についてご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

---

△議案第85号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。  
まず初めに、農政課、今井課長、お願いいたします。

○農政課長 それでは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）につきまして、農政課が所管する部分について説明を申し上げます。

初めに歳出予算の内容について説明申し上げますので、28ページをお願いいたします。

6款農業費、1項6目農地費、右ページの◎土地改良費の返還金は、多面的機能発揮促進事業補助金を交付した団体のうち、1団体において活動区域内に農地転用が行われた区域が含まれていたことから生じた返還金でございます。国・県負担分となる返還金総額の4分の3に相当する額を県に返納するものでございます。

次に、歳入予算について説明申し上げますので、戻りまして、18ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入のうち、13節返還金の多面的機能発揮促進事業補助金返還金は、当該補助金の返還が生じた団体からの返還金を措置したものでございます。

以上で議案第85号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、柿沼環境課長、お願いします。

○環境課長 それでは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算、環境課所管部分についてご説明させていただきます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為の補正でございます。上から5番目になりますが、破碎廃棄物運搬業務委託について追加するものでございます。この業務委託は、粗大ごみ処理場で破碎処理したガラスやプラスチック類などの不燃残渣について、寄居町にあります埼玉県環境整備センターの埋立処分地までの運搬を委託するものでございます。令和6年度当初からの事業実施に当たりまして、債務負担行為を設定し、本年度内に業者選定及び契約手続を行うことにより継続した業務の遂行を図るものでありまして、限度額を430万円とするものでございます。

以上で環境課所管部分の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 1点だけお聞きします。

多面的機能発揮促進事業補助金返還金についてですけれども、19ページ、返還金で、収入が28万2,000円、そして返すのが21万2,000円、この差額7万円はどういうふうに解釈すればいいのですか。

○委員長 今井課長。

○農政課長 こちらの補助金につきましては、負担割合が、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。つきましては、市のほうから返還いたします国・県の負担分が全体の4分の3となりまして、全額返還していただいたうちの4分の3を県のほうにお返しする、4分の1は市のほうが収入するというような形になります。

○委員長 3番 よろしいですか。

○3番 吉田委員 分かりました。

○委員長 他に質疑のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑が終了しました。

---

△議案第85号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 22分 休憩

---

午前 10時 22分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等は禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願いいたします。

---

△議請第10号について

○委員長 続いて、請願の審査に入ります。

議請第10号 行田市デマンドタクシー、12月29日から12月31日までの利用を求める請願を議題といたします。

事務局に請願の朗読をお願いいたします。

〔事務局朗読〕

---

△議請第10号の意見

○委員長 続きまして、各委員より意見を聴取したいと思います。

いつも1番からいっていますので、今回は一番最後の委員から意見の開陳をお願いしたいと思います。

○委員長 4番 小野寺委員、お願いします。

○4番 小野寺委員 先日、本会議の後、吉田委員と一緒に昭和タクシーに伺いまして、所長からいろいろ状況をお伺いした結果、私としては、請願には反対でございます。

今からなるべく分かりやすく説明できたらと思うのですが、デマンドタクシーの最近の利用の状況ですけれども、11月20日に業界全体の料金値上げがあったそうで、それ以降はデマンドタクシーへの影響もあって、それまで500円で利用できた移動が1,000円になったり、1,000円で利用できていたのが2,000円になったり、結果として利用者の数が減っているというお話を伺いました。病院に行く利用者の数は変わらないそうですけれども、買い物で利用者が減っているというお話でした。

また、デマンドタクシーの利用というのは平日が多くて土日が少ないというお話で、配車は、平日は10台程度で土日は7～8台、場合によっては5台でも運用可能というお話でした。

次に、通常のタクシー運賃の場合ですけれども、年末年始の利用が例年としては大きく減

る時期なのだそうです。年末年始は例年3台程度の配車というお話でした。また、年末年始に関しては、ドライバーにも有休を取ってもらう期間というお話も併せて伺いました。

以上のお話から、デマンドタクシーを29日から31日まで利用できるようにしても需要が少ないと予想されることに加えまして、ドライバーの休日を奪うことになることが忍びなく思い、反対することにしました。

さらに申し上げますと、行田市を含む中央から離れたローカル地域のタクシーは、流しがほぼなく、ほぼ100%がまちでの業務なのだそうです。そして、実情から申し上げますと、デマンドタクシーを29日から31日の期間、需要が少ない予測の上で配車させるということになれば、タクシー会社の損失がそれなりに大きいものと予想されますので、もし本当に29日から31日までの運用をお願いするのであれば、タクシー会社が損失すると予想される分を補償してあげなくてはいけないのかと思ひまして、私としては反対ということで、今回はそういう意見でございます。

以上です。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 今、小野寺委員が言ったとおり、過日本会議が終わった後、行田の昭和タクシーへ2人で行って、所長に会っていろいろお話を聞かせていただきました。議会のほうで、市民からの要望でこういう請願書が出ている、これについて我々も検討しなくてはならないので意見を聞かせてくださいという形で、その内容としては今小野寺委員が言ったとおりでございますけれども、やはり、ふだんは10割出ているとすれば、土日になると2割減、3割減の配車だそうです。ということは、平日の営業時間帯は、病院に行く人、医者へ通う人が大体5割から6割だそうです。祭日になると医療機関は休みですから、営業にならないから配車の台数も、今小野寺委員が言ったとおり、台数を2割から3割減らして営業している。それでも、空車、待ち時間がかかなりあるんですと、それだけ利用者が少ないということなんです。ですから、何とか、請願を出される気持ちは分かりますけれども、なかなか対応としては難しいのかなという形で言っていました。ただし、行政がそれなりにいろいろ考えてくれるのであれば、また、それは本社へ行って社長とよく話をさせていただきますと。今回は、デマンドタクシーの年末については、ちょっと厳しいということで、期待に応えられず申し訳ないですけれどもというお話を聞きました。ですから、小野寺委員が今反対という形で言ったけれども、私もそのような気持ちでございます。

以上です。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 私としても、今の吉田委員、小野寺委員とかぶるところは割愛して、自分なりの意見をというところで、まず、市のホームページにも、市内循環バス等の停留所までの移動が困難な高齢者及び障害者の方の移動手段を確保するため行田市デマンドタクシー事業を実施しておりますと明確にうたっておりますので、まず、循環バスも運行していない期間においてデマンドタクシーだけ動かすというところについても、ちょっと違和感というか、そもそもの趣旨から外れてしまうという考えでございます。また、今、地域公共交通会議でも見直しというところで、そういったところも含めて見直しということを実施しておりますので、私としても、今回のこの請願については賛成しかねる立場でございます。

以上です。

○委員長 続きまして、1番 福島委員。

○1番 福島委員 請願権というものは、憲法第16条で保障されている大変重いものであります。実際に採択された場合は、執行部のほうにも拘束がかかる、当然紹介議員としての責任も重いわけであります。また、請願を紹介議員として受けた時点で内容を理解している必要があると考えます。

令和5年12月定例会、12月6日の議請第10号に対して令和研究会を代表した香川議員から3つの質疑がございました。それに対して、紹介議員の岩崎議員は、1つ目は承知していない、2つ目と3つ目は調査していないという旨の答弁をされたのに対して、香川議員が再質疑をもう一度しました。そのところ、準備不足であると答弁がありました。請願者とのすり合わせや質疑に対する答弁のための調査を全くしていなかったということになります。要は、紹介議員としての責任、そして説明責任も果たしていない。やはり、請願を先月時点で提出しているわけではありますが、そもそも、内容がよく分からず、調べもしない状態ならば、安易に請願の紹介議員になるべきではないと思います。真面目に審議するため請願に対する質疑をしているにもかかわらず、このような誠意のない答弁では、請願に対して賛同のしようがありません。

以上です。

○委員長 ありがとうございました。

では、副委員長。

○副委員長 市とタクシー会社というのは、契約をする上で対等な立場であるべきですね。今お話を詳しく聞いて、より一層そう思ったのですけれども、タクシー会社はタクシー会社

のいろいろな思いがあるだろうと思っておりました。今詳しく調べてきていただいた話も聞きまして、やはり、年末にドライバーの休みを取らせてあげたいという、今までもそういう形で取っていたようですので、また、需要があまり見込めないにもかかわらず契約を変更して、なおかつ、市の持ち出しを多くしないと相手方が了解できるような状況ではないのかというのがより一層感じる事ができまして、甲乙対等で契約を考えるのであれば、それなりのことをしてあげないとタクシー会社は納得してくれないというのを感じました。年末の忙しいときに、障害のある人、また高齢者が人ごみの中に出かけていくということは大変だろうと思いましたので、できたら年末になる前に、ここに書いてあるような買い物というのは早めに済ませるようにして、準備をしておくのが一番いいのではないかとということで、要望された方に大変申し訳ないですけれどもという形で、その辺のことを理解していただくほうがよろしいのではないかとおりました。

ほかのデマンドをやっているところのホームページを見ましたけれども、やはり、他市も29日から1月3日まではデマンドタクシーはお休みしているようです。だからといって、行田市が同じでいいのかということはないと思いますけれども、今まで説明した内容からして、この請願につきましてはちょっと難しいかなと感じております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

これをもちまして意見の開陳を終結したいと思います。

---

#### △議請第10号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議請第10号 行田市デマンドタクシー、12月29日から12月31日までの利用を求める請願は採択とするに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手なしと認めます。よって、議請第10号は不採択すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書並びに委員長報告の作成等につきましてはご

一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、さよう決定させていただきます。

---

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって建設環境常任委員会を閉会といたします。

皆様お疲れさまでした。

午前 10時 37分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小林 修

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

1 2 月 1 1 日 ( 月 曜 日 )

## 令和5年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年12月11日（月曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
議案第86号 令和5年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）  
議案第87号 令和5年度行田市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）  
議案第92号 行田市子ども未来基金条例  
議案第94号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
議案第95号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例  
議案第99号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
請願第9号 「現行の健康保険証の継続」を国に対して意見書提出を求める請願
- 審査日程 **【健康福祉部】**  
議案第94号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
議案第99号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
議案第95号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例  
議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）  
議案第86号 令和5年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）  
議案第92号 行田市子ども未来基金条例  
議案第87号 令和5年度行田市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）  
**【請願】**  
議請第9号 「現行の健康保険証の継続」を国に対して意見書提出を求める請願

○出席委員（7名）

委員長	橋本祐一	委員	3番	岩崎彰	委員
副委員長	田中和美	委員	4番	養田英雄	委員
1番	野本翔平	委員	5番	村田清治	委員
2番	斉藤博美	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

上村浩代	健康福祉部長
藤倉敬士	福祉課長
上野浩二	子ども未来課長
吉田兼弘	高齢者福祉課長
長島浩司	保険年金課長

---

○事務局職員出席者

書記 高橋優太

午前 9時 30分 開会

△開会の宣告

○委員長 ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されております案件は、議案6件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件並びに請願1件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

初めに、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長 皆様、おはようございます。

本日この委員会に付託されている条例は4つ、また補正予算案も一般会計のほか特別会計がございます。特に条例のうち国保税に関しては、これまでの赤字を解消するための第一歩となる改正となりますので、非常に重要な条例案となります。委員の皆様におかれては、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

また、議案第92号 行田市子ども未来基金条例については、行田市として初めての子どもに関する条例ということで、この中身についても、今後の行田市の将来を担う子どもたちのために切れ目のない支援をしていこうということで、来年度から必要な財源を確保するための基金となっております。こちらも非常に重要な条例と考えておりますので、委員の皆様におかれましては、本日長時間となりますが、よろしくご審議いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用させていただくようお願い申し上げます。

なお、説明及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

---

△開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

---

△議案第94号及び議案第99号について

○委員長 初めに、議案第94号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第99号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一

括して議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、長島課長。

○**保険年金課長** おはようございます。

それでは、議案第94号及び議案第99号について説明申し上げます。

初めに、議案第94号について申し上げますので、議案書の71ページをお願いします。

国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、制度運営の中心的な役割を担うこととなりました。埼玉県では、国民健康保険運営方針を定め、財政運営の基本的な考え方として、事業費納付金や保険事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率等を設定し、適正な収納額を確保することで市町村国民健康保険特別会計の収支を均衡させる必要があるとしております。

このような状況の中、本市では、一般会計からの法定外繰入金に配慮しつつ、埼玉県の運営方針で示された保険税水準の統一等の課題に対応するため、令和6年度から令和8年度まで段階的に税率を改正することとした国民健康保険税改定に係る基本方針を策定したところでございます。また、令和5年度の税制改正において、低所得者に係る軽減措置の拡充及び賦課限度額の引上げが行われましたが、このうち本市では、令和5年3月に専決処分により、低所得者に係る軽減措置の拡充のみを先行で実施しております。

例年、賦課限度額の引上げについては、12月定例会市議会において承認いただき、税制改正の翌年度から実施しておりますが、今回についても令和5年度の税制改正の趣旨を踏まえ、賦課限度額引上げを行うものでございます。

なお、今回の改正内容につきましては、行田市国民健康保険運営協議会において審議がなされ、適当である旨の答申をいただいております。

次に、改正内容について説明申し上げますので、条例案新旧対照表の15ページをお願いします。

第2条第3項中、後期高齢者支援金分の賦課限度額について、「20万円」を「22万円」に改めるものでございます。

次に、基礎課税額の均等割額を規定する第4条中、「2万4,000円」を「2万8,000円」に改めるものでございます。

次、後期高齢者支援分の所得割額の税率を規定する第5条中、「100分の2.2」を「100分の2.3」に改めるものでございます。

その次、後期高齢者支援分の均等割額を規定する第6条中、「9,000円」を「1万1,000円」

に改めるものでございます。

次の介護分の所得割額の税率を規定する第7条中、「100分の1.6」を「100分の1.9」に改めるものでございます。

16ページをお願いします。

介護分の均等割額を規定する第8条中、「1万円」を「1万2,000円」に改めるものでございます。

次に、第20条は、国民健康保険税の減額について規定するもので、先ほどの第2条第3項と同様に、後期高齢者支援分の賦課限度額について、「20万円」を「22万円」に改めるものでございます。

そして、17ページになりますが、第1項第1号ないし第3号は、均等割額の変更に伴う法定減免の7割、5割、2割に係る軽減額を、そして第2項第1号及び第2号は、未就学児に対する軽減額をそれぞれ改めるものでございます。

議案書へ戻りまして、72ページをお願いします。

附則でございますが、第1項は施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

第2項につきましては、経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第99号について説明申し上げますので、追加上程いたしました議案書の1ページをお願いします。

このたびの改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、出産する国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分、具体的には4カ月分を、また、多胎妊娠の場合には6カ月分の国民健康保険税を減額する制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきまして説明申し上げますので、条例案新旧対照表の1ページをお願いします。

第20条第3項の追加は、出産する国民健康保険被保険者の出産予定日の属する月の前月から翌々月までの計4カ月分、また多胎妊娠の場合には、出産予定日の属する月の前3カ月分から翌々月までの計6カ月分の保険税の減額について規定するものでございます。

2ページになりますが、第20条第3項の追加は、出産予定の被保険者に係る国民健康保険税の軽減措置に関する届出事項及び添付書類等の手続に関して規定するものでございます。

戻りまして、議案書の4ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1項は施行期日を令和6年1月1日とするものでございます。

第2項については、経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第94号及び議案第99号についての説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第94号及び議案第99号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 委員長、確認ですけれども、今の段階だと第94号、第99号、一緒に質疑するということでもいいですか。

○委員長 はい、結構です。

○2番 齊藤委員 分かりました。

それでは、第99号からお伺いします。

産前産後の減額という説明がありました。1人であれば4カ月分、多産、双子、三つ子であれば6カ月という説明がありましたけれども、減額というのは幾らになりますか。全額免除ということではないのですか。それを1点。

それと、届出は6カ月前からということが新旧対照表のところで書いてありますけれども、いつまで遡れますか。この2点だけお伺いします。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 まず、減額が幾らかという部分でございますけれども、具体的に申し上げますと、国民健康保険の出産に係る被保険者、その方の保険税について、1年間本市におりましたら、1年間分を12カ月で割って、1人のお子さんの場合にはその4カ月分、12分の4カ月を減額するものでございます。

次に、6カ月ということで、いつまで遡れるかでございますけれども、こちらは届出を原則としておりますが、まずは今回、もし届出されない場合にも、職権とかでも適用できるようにこちらも調査したり、またご案内をしていきたいと思っておりますので、速やかに減額できるような形を取らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

それで、速やかに減額ができるようにということですけれども、例えばどれくらい過ぎて  
も要は申請が可能なのかという意味で聞いたんですね、2つ目は。それをお答えいただけれ  
ば。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 現在のところ、今のところ遡ってできないというところはございませんので、  
そちらの被保険者の方に寄り添うような形で減額措置をしていきたいと考えております。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

続けて第94号の国保税の引上げですけれども、この第94号というのは、1つが税率の見直  
しと、2つ目が賦課限度額の引上げ、102万円から104万円という2つの要素を兼ねている条  
例の改正ということで、国民健康保険の運営方針の中で、繰入れを減らしなさいというこ  
とをかねてから県から言われているということで、今後3段階引き上げていくよという中の1  
段階という説明がありましたけれども、まず現状についてお伺いしたいんですけれども、現  
在国保に加入する世帯の内訳について、行田市の場合、年金者が何割、無職者が何割、非正  
規労働者が何割、自営業が何割というのが分かればお伺いしたいと思います。一般的には、  
そういった低所得の方が8割以上を占めているということが今まで言われてきましたので、  
本市の現状がどうなのか1点お伺いします。

それと、これは以前私、一般質問したことがあるんです。そのとき部長が答えていたので  
答えられるかと思いますが、行田市の国保の加入世帯の平均所得が幾らなのかお伺い  
したいと思います。全市民の平均所得も分かれば。例えば私が3年前、一般質問した時点  
では、行田市全体として平均して280万円の所得に対して、国保加入者の所得が166万円とい  
うことで会議録に載っていますので、それよりも下がっているのかという状況を鑑みて同じ質  
問をさせていただきます。取りあえず2つお願いします。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 まず、ご質問いただいたのは2点だと思っております。まず1つ、世帯構成  
と申しますか、世帯の内訳、所得の状況ということになるのでしょうか、所得と申しますか、  
就労、例えば年金者が何割、無職の方が何割、非正規の方が何割というような、その内訳の  
状況ということで……

○2番 齊藤委員 構成世帯ですね。分かれば。

○保険年金課長 世帯の内訳につきましては、すみません、資料を持ち合わせてございません。

また、平均所得につきましては、追ってご連絡をさせていただきたいと思いますので、お待ちいただければと思います。すみません、申し訳ございません。

○2番 齊藤委員 何割というのは分からないと思うんですけども、私が言いたいのは、ほかの保険がありますよね。当然行田市民の中でも、例えば協会けんぽだとか、大企業のサラリーマンが加入する健康保険だとか、あとは公務員の皆さんが入っている共済組合とか。そういうのに比べて、加入者が低所得ではないかということをお聞きたいんです。その中で、先ほど言ったのが8割以上を一般的に占めているということでお聞きしたんですけども、分からないようであれば、それで間違いないかというのを、ざっくりでいいんですけども、確認させてください。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 申し訳ありませんでした。

齊藤委員がおっしゃるように、一般的には国民健康保険につきましては、あまり就労されていない方とか、そういう方が加入されることが多いですし、高齢者の方の割合も多いので、低所得の方が多いと言われています。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしたら、後で所得ですね、これをお聞きしないと今回の賛否にも影響あるかと思いましたので、3年前よりも下がっているという私の認識の下で質疑させていただいたのですが、出てこないの、こちらは除きます。

それで、関連してですけども、いろいろな保険があります。今言ったように協会けんぽ、あとは共済組合、健康保険組合とかありますけれども、国保は他の保険に比べて高い認識はございますか。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 私どもで把握している数字で申し上げますと、協会けんぽや先ほどもおっしゃっていた組合の健康保険に関しましては、国民健康保険のほうが一般的には保険料が安いというような数値が出ておりますので、そういう認識でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 協会けんぽもほかの保険も全て会社との折半ですよね。国保においては、今回繰入れを全く減らしてしまうという中で、安いという認識という説明がありましたけれども、私は、以前も調べたんですけども、協会けんぽの2倍近く保険料が高いと一般的に

言われていますけれども、その辺どうなのでしょう。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 保険の財政的なことを申し上げますと、先ほど事業者の被用者保険というようなことについては、折半のお話はそのとおりだと思います。また、国民健康保険につきましても、おおむね4割ぐらいが公費で賄われている制度でございますので、半分とは言いませんけれども、同じような形で公費が入っていると認識しております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 改めてお伺いします。この増額するという部分での、市民の該当される方への告知の方法について、いつからどのような形でされるかと。早めにやっていただくことによって認知をしてもらって、極力いろいろな摩擦がないようにするのが必要かと思うんですが、その辺についての具体的な部分ですね、お聞かせいただけたらと思います。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 周知の時期でございますけれども、本議会が終了しましたら、速やかに周知を図ってまいりたいと思います。方法につきましては、ホームページ、また市報等を通じて、皆さんにお分かりいただけるような形の周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。早速に、市報とかホームページとかという話があったんですが、それが見られる方、まあ市報でしたら見られる方は多いんでしょうけれども、積極的に市が動いて告知するという行動が求められるのかと。それが親切なのかと思うので、その辺のところを私はお考えいただけたらいいのかと思います。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 先ほど答弁がありましたけれども、私はもともとほかの保険と比べて、加入者が非常に低所得ということも含めて、国保は高いという認識があります。一番は、国が公費を減らし続けてきたと。国の責任放棄が一番の原因かと思っていますけれども、行田市は、資料を頂きましたけれども、県内でも一番低いんだよということだったと思います。それは行田市が社会保障制度の一環として、市民のことを考えて一般会計の繰入れを入れてき

たという、値上げを回避してきたということにほかならないかと思っています。今回、3段階で引き上げていくということで大変残念ですけれども、この3段階の保険の値上げについてお伺いしたいんですが、どれぐらいの世帯に影響があるのか、まず1点お伺いしたいと思います。何世帯中何世帯なのかということ。

それと、これは間違いなく、説明会で質疑した者もいましたけれども、これは県の単位化の中での運営方針による、繰入れをなくせということですが、もう一度確認したいのは、義務なのか。これはやらなくてはいけないことなのか。もう一つは、ペナルティーはあるのかどうか、もう一度確認させてください。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 まず、行田市でどれぐらいの世帯に影響があるかというところでございますけれども、今回の国保税の税率の値上げにつきましては、国民健康保険に加入されている全ての方が対象になります。現在、1万1,000世帯ぐらいが加入していただいておりますので、おおむねその1万1,000世帯というところになると思います。

また、もう1点、こちらの税率改正については義務なのか、またペナルティーがあるのかというところでございますけれども、法的に義務というところではございませんけれども、国・県ということで進められておまして、全国的に、県内も一律として今取組を開始しているところでございます。ペナルティーに関しましては、今回改正を行わなかったら何かペナルティーということはまだ聞いておりません。現在のところはそういう状況でございます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 今、正直に、加入されている方、1万1,000世帯全部に影響があるよということで課長おっしゃっていただきましたけれども、国保って誰しもうる保険ですね。可能性がある。例えば、公務員の方でも、公務員を退職する、あとは協会けんぽ、大企業が入る保険組合、みんな退職すると一度は国保に入るわけですね。そうすると、市民全体に影響がある保険ということを忘れないでいただきたいなということがありますけれども、その認識はありますか。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 健康保険はいずれかに加入しなければなりませんので、退職されたりいろいろなことがあると国民健康保険に加入する、つまりどんな方も入るという可能性があるというのは認識をしておりますし、また今回、入らない方たちの税も含めて国保の法定外繰入れ

をしているというところにつきまして、公平性の観点からも今回の税率改正を行っているというところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 最後ですけれども、そういったことで考えると、国民皆保険制度、どこかの保険に入らなくてはいけないということで考えれば、国保というのは保険の最後のとりでだと私は思っています。その観点で考えたときに、値上げというのを内部で議論したのかどうか、その点だけ最後お伺いしたいと思います。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 今回、国民健康保険税率の引上げにつきましては、今後の国民健康保険財政の安定的な運営というところが一つの争点となっております。国・県挙げてそういう形で、今回それを引上げが必要だろうということで話も来ておまして、本市においてもどうしたらいいかというところはもちろん検討させていただきました。そして、市民に入っている国民健康保険運営協議会の中でもいろいろとお話をさせていただく中で、皆さんにご理解をいただいたり、皆さんに説明をさせていただく中で今回の方針ということを決めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

長島課長。

○保険年金課長 すみません、先ほどの平均所得がまだ出ておりませんので、すぐ今持ってきますので、お待ちいただければと思います。申し訳ございません。

○委員長 齊藤委員、先ほどの構成世帯についてはざっくりの形の考え方で、もうそれでオーケーで。

○2番 齊藤委員 さっき聞きました。それで認識オーケーです。そこだけ。

○委員長 齊藤委員、この平均所得の金額、事後でも大丈夫ですか、採決の前に……

○2番 齊藤委員 そうですね、大体分かって自分で把握しているのでいいです。後でくれる……

○委員長 上村部長。

○健康福祉部長 大変お待たせしてしまいまして、申し訳ございません。行田市の平均所得については、すみません、今データがあるか課に取りに行っているんですが、全国的な平均で

あれば手元にございますので、それを一旦説明させていただくと、令和元年度になりますが、加入者1人当たり平均所得、国保市町村平均が86万円になります。これが1世帯当たりですと133万円が平均所得になっております。参考に、他の保険者について申し上げますと、協会けんぽに入られている方の平均、加入者1人当たり平均所得は159万円、これが1世帯当たりですと260万円が平均所得になっております。さらに、組合健保についての数字もございますので申し上げますと、加入者1人当たり平均所得は227万円、これを1世帯当たりですと400万円という数字になります。そのため、斉藤委員ご指摘のとおり、特に市町村国保に入られている方の加入者1人当たりの平均所得も世帯所得もかなり低いとなっております。

ただ、参考に加入者1人当たりの医療費という数字もございまして、比較的年齢が高い方が構成されている方が多いので、加入者1人当たりの医療費も市町村国保の場合高くなっておりまして、1人当たり37.9万円かかっております。これが協会けんぽですと18.6万円、組合健保ですと16.4万円となっております。

参考ですが、以上説明させていただきました。

○委員長 では、斉藤委員、討論に移ってよろしいですか。

○2番 斉藤委員 はい、いいです。

---

#### △議案第94号及び議案第99号の討論

○委員長 続いて、討論に移りたいと思いますが、討論のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 議案第94号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今回の改正は、埼玉県が国民健康保険税運営方針の中で全国の国保税水準統一を打ち出し、そのために、2026年までに市町村が独自に行っている一般会計からの繰入れをなくすよう促しており、今回の引上げはそのことによる今後3段階の引上げの1段階とする説明がありました。

国民健康保険法第1条にあるように、国保は社会保障制度の一環です。本来は、国、県、市町村は一体となって国保を支え、国保税の引き上げをストップさせるべきと考えますが、今まさに県が進めている法定外繰入れ解消は、市町村の独自の制度を廃止し、保険税の引き上げを誘導するものです。しかし、この一般会計からの繰入れをなくすかどうかは義務ではなく、自治体の意思に任せられています。そもそも、現在の国保に加入する世帯の8割が年

金者などの無職者、非正規労働者などの被用者であり、加入世帯の平均所得は年々下がってきている認識があります。結果、国保税が払えない世帯も本市でも存在しています。

国保の都道府県化は、低所得者が多く加入する医療保険でありながら、保険料が高過ぎるという制度上の構造的な問題を何ら解消するものではなく、加入者への負担増を受け入れられません。低所得者に対しての軽減措置は当然ですが、今回の引上げは中間層に対しても重くのしかかっています。

以上のことから、議案第94号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対とさせていただきます。

○委員長 討論については、以上で終結いたします。

長島課長。

○保険年金課長 すみません、これはそのままのお答えになるかあれですけれども、まず市の平均所得をまず最初にお話をさせていただきますと、令和4年度の数字でございますけれども、行田市の平均所得は1人当たり311万5,000円というところになっております。県内の順番も出ていますので、せっかくですでお話をさせていただきますと、40市中37位という状況でございます。

比較が微妙に違いますけれども、申し訳ありません。一方で、国民健康保険の所得を具体的な数字じゃなくて階層別で分けたもので、おおむね1万2,000世帯ぐらいの中で、簡単に言いますと、150万円以下くらいの方、非課税になるような感じの方たちというのが、先ほど斉藤委員がおっしゃった、おおむね80%ぐらいという状況でございます。よろしいでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △議案第94号及び議案第99号の採決

○委員長 それでは、採決に移りたいと思います。

議案第94号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決するに決しました。

次に、議案第99号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決するに決しました。

---

△議案第95号について

○委員長 次に、議案第95号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、長島課長。

○保険年金課長 それでは、議案第95号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の73ページをお願いします。

このたび、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律により、施設が所在する市町村の財政負担を軽減する観点から、施設入所前の居住地の市町村が支給を行うこととされている住所地特例について、その対象に介護保険施設等が追加されました。この改正を受けて、埼玉県では県事業である重度心身障害者医療費助成事業においても介護保険施設等を新たに住所地特例の対象にすると決定したことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について説明申し上げますので、条例案新旧対照表の20ページをお願いします。

第3条第1項第1号は、市内に住所を有する者のうち、助成対象外となるものとして、アの次にイ及びウを加えるものでございます。

イにつきましては、ほかの市町村から援護を受け、本市の区域内に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居または介護保険施設に入所している者を除外する規定です。

ウにつきましては、他の市町村長が老人福祉法第20条の4の養護老人ホームに入所委託している者を除外する規定です。

第3条第1項第3号の追加は、本市が援護し、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居または介護保険施設に入所している者を対象とする規定でございます。

21ページをお願いします。

第3条第1項第4号の追加は、本市の区域外に設置されている老人福祉法第20条の4の養護老人ホームに入所委託している者を対象とする規定でございます。

第3条第2項第5号の追加は、他の都道府県または市区町村から同様の医療費助成事業に

より助成の支給を受けている者を対象から除外する規定でございます。

戻りまして、議案書の74ページをお願いします。

附則でございますが、第1項は本条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

第2項は、経過措置について規定するものでございます。

以上で議案第95号についての説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第95号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 これは住所地特例の対象施設ということで、重度心身障害者ということで出てきましたけれども、介護保険ではとっくにこれはやっていたかと思うんですね。それで、私、これが出たときに、あ、今さら、今頃やっているのかという認識があったんですけども、その理由ですね、要は施設が多い自治体の負担になってしまうので、もともとの住所地が活かされるということだと思いますけれども、今回重度心身が出てきた理由ですね、1点お伺いしたいと思います。

それと、市内にこの対象の施設がいくつあるのかお伺いしたいと思います。あと、その対象者ですね、行田市に住民票があって他市へ入所している人、他市から行田市の施設に入所している、この二パターンが大きく言えばあるのかと思いますので、それぞれの対象がいるのかいないのかも含めてお伺いします。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 まず、今回、住所地特例で法律がそういう規定になったというところの部分でございますけれども、こちらにつきましては、施設等を建設してなかなか偏った状況がございましたので、国も今回の改正をしたというところは伺っております。

次に、対象の施設でございますけれども、まず特定施設というところにつきましては、有料老人ホームとか軽費老人ホーム、また養護老人ホームというところでございますけれども、こちら行田市ですと、今の施設がさつきホーム、グリーンホームというところが対象の施設になっております。

また、介護施設というところにつきましては、特別養護老人ホームですとか老人保健施設、そのようなところがございますけれども、ふぁみいゆ行田、緑風苑などの特別養護老人ホー

ム、また老人保健施設につきましては、グリーンピア、ハートフル行田というところが対象になっております。

それと、対象者のところでございますけれども、今回、今後住所異動があったときに、そのような形でこの対象になってくるところでございますけれども、実はこの経過措置でも申し上げましたけれども、5年度の当初の方から対象になりますが、今のところ転出、転入、それぞれ4件ございましたけれども、この対象になる方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 4件転入、転出があったけれども、この条例に当たる人はいないということですか。もう一度確認です。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 すみませんでした。この重度心身障害者のこの制度を利用して転入した人、転出した人がそれぞれ4件ございましたが、この施設に該当する方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 1つ目に、なぜ今頃この条例が出てきたのかという中で、偏った状況があったということですが、これというのはそういう対象者の増加という影響があるのかと見たんですけれども、その点どうでしょうか。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 対象者につきましては、まず本市の状況を少し申し上げますと、重度心身障害者の対象者はむしろ少なくなっているところでございます。一方で、先ほどの偏りがあるというところは、それぞれ施設を持っている自治体からの要望とかも受けて、国で動いたというところを伺っております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第95号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第95号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決するに決しました。

---

#### △議案第85号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、長島課長。

○保険年金課長 それでは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算のうち、保険年金課所管部分について説明申し上げます。

まず、歳出から申し上げますので、議案書の24ページをお願いします。

3款民生費、1項2目障害者福祉費の右ページ説明欄、上から2つ目の◎重度心身障害者医療支給費は、新型コロナウイルスに加え、インフルエンザなどの感染症が例年の流行時期より早い段階から増加しており、医療扶助費に不足が見込まれることから、追加措置するものでございます。

次に、9目後期高齢者医療事業費の右ページ説明欄の◎後期高齢者医療事業費のうち、18節の後期高齢者医療療養給付費負担金は、高齢化の進行による療養給付費の増加に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合への納付費負担金が増額となる見込みであることから、追加措置するものであります。

その下の健康診断助成金は、人間ドック等の健康診断について、コロナ禍における受診控えが回復傾向にあり、受診者が増加していることから、不足が見込まれるため助成金を追加措置するものであります。

次に、2項1目児童福祉総務費の右ページ説明欄、一番下の◎子ども医療支給費は、先ほどの重度心身障害者医療支給費と同様になりますが、新型コロナウイルスに加え、インフルエンザなどの感染症が例年の流行時期より早い段階で増加していることに伴い、審査支払手

数料及び子ども医療扶助費について不足が見込まれることから、追加措置するものでございます。

次、歳入について説明申し上げますので、戻りまして12ページをお願いします。

15款県支出金ですが、2項2目民生費県補助金のうち、重度心身障害者医療費補助金は、重度心身障害者に係る医療費助成事業に対するもので、歳出計上額の2分の1を見込むものであります。

次の乳幼児医療費補助金は、子ども医療費助成事業に対するもので、歳出計上額のうち、未就学児に係る医療費の2分の1を見込むものでございます。

次に、18ページをお願いします。

20款諸収入、4項1目雑入のうち、後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金は、後期高齢者医療の健康診断助成金に対するものでございます。

そのほか、補正財源として19款繰越金を措置するものでございます。

以上で保険年金課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 ありがとうございます。

そうしたら、重度心身と子ども医療費で、新型コロナ、インフルエンザ、RSウイルスでしたっけ、例年より流行が早いということでしたけれども、本市は全国と埼玉県内を見て、突出して多いのか、平均並みなのか、その状況についてだけお伺いしたいんですけども。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 まず、インフルエンザとかの感染症が少し早いというところで、インフルエンザを取り上げさせていただきますと、昨年度とかの状況では12月ぐらいからの感染というところですが、今年は9月ぐらいから感染がはやってきております。県内の動向と行田市の動向につきましては、ほぼ同じような動向でございます。

以上でございます。

○2番 齊藤委員 全国も。

○保険年金課長 全国も同じような状況を聞いています。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第85号の討論及び採決については、健康福祉部所管部分の全てを審査終了後に一括して行いますので、ご了承願いたいと思います。

---

△議案第86号について

○委員長 次に、議案第86号 令和5年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算について議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、長島課長、お願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第86号 令和5年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算について説明申し上げます。

議案書の34ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ396万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,973万3,000円とするものでございます。

次に、歳出について説明申し上げますので、42ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、来年1月から開始される産前産後期間相当の保険税減額制度に対応するため、国民健康保険システムの改修を行うものでございます。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして40ページをお願いします。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は、歳出計上額の全額を見込むものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第86号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 396万円ということですが、これはどこに委託されますか。

それと、これはもう産前産後の減額に特化したシステム改修と考えてよろしいのか、あとその対象が何人いるのかだけお伺いします。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 まず、このOAシステムの改修でございますけれども、委託先につきましては、現在システムの契約をしております日本電気株式会社を予定しております。

また、この改修は、この産前産後の制度に特化したものかというところでございますけれども、その部分の改修というところで考えております。

また、対象者が何人いるかというところでございますけれども、これから始まる制度でございますので、過去の状況を申し上げますと、年間に国民健康保険を利用して出産を迎えた方というのが何件あったかというところでございますけれども、令和2年から申し上げます。令和2年度は41件、令和3年度は26件、令和4年度が30件というところになっております。月に2～3件というところだと認識しております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 ということは、今後この396万円の改修で済むという認識でいいですか。増減しますけれども。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 今回のシステム改修で対応できると思っております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第86号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第86号 令和5年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 26分 休憩

---

午前 10時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

---

#### △議案第85号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

福祉課、藤倉課長、お願いいたします。

○福祉課長 本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、福祉課所管部分につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出でございますが、議案書の24ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の右ページ、説明欄、福祉課関係経費の返還金は、前年度分の障害者福祉費、扶助費に係る国・県支出金について、精算に伴う返還金を措置するものであります。

2目障害者福祉費の右ページ、説明欄、12節OAシステム改修委託料は、来年度予定されている障害福祉サービス等報酬改定に対応するため、障害者自立支援給付審査支払システムの改修を行うものであります。

その下の19節障害児通所給付費から一番下の自立支援医療費につきましては、障害者手帳所持者等の増加に伴い不足が見込まれる障害者扶助費について、追加措置を講じるものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして10ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金は、障害者扶助費に対するもので、それぞれ

当該支出額の歳出計上額の2分の1を見込むものでございます。

2項2目民生費国庫補助金は、障害福祉サービス等報酬改定に対応するシステム改修に対するもので、歳出計上額の2分の1を見込むものでございます。

12ページ、お願いいたします。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金は、障害者扶助費に対するもので、それぞれ当該事業における歳出計上額の4分の1を見込むものでございます。

以上が福祉課所管部分の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 まず、22節の返還金ありますけれども、1億2,500万円ということですが、これは例年並みですかね、これぐらいの返金があるのかどうか1点。

それと、その下の障害者福祉費ですが、障害児通所給付費6,000万円、その下の自立支援サービス等給付費、これが1億円ということでかなり高額ですが、たしか障害者手帳の増加というような内容が言われていましたけれども、かなり金額が大きいかと思しますので、もう一度改めて、どういう理由でこの金額が必要なのか、状況をお伺いしたいと思います。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 齊藤委員のご質問にお答えします。

まず、福祉課関係経費の22返還金でございますが、こちらは主に生活保護の部分が大きいところでございます。生活保護の返還金ですが、毎年あるものでございまして、ただ、年によって上下はございます。

続きまして、障害児通所給付費と自立支援サービス等給付費でございますが、障害児のほうは放課後等のデイサービスですとか発達支援の関係ですとか、そちらのところでございます。それを受けようとするお子さんの増加によるものでございます。

自立支援サービス等給付費の額でございますが、こちらでも利用者が増えているというところもございまして、例えば増加が多いものとしたしましては、共同生活援助ですとか生活介護ですとか就労継続支援などとなっております。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 それに関連してですけれども、お尋ねします。

まず、3款1項1目22節の関係ですけれども、今の生活保護の関係の返還金ということでお話しありまして、1億2,500万円返還されるということでございますので、もともとの、返還後の残債というのはどのくらいなるかということ、どうでしょうか。これは財政課のほうですか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

こちらは、毎年の交付金に係るところの返還でございます、その年その年で、前年度の分を翌年にお返ししているものでございます。

○3番 岩崎委員 そうということですね、分かりました。すみません、勉強になりました。

それともう1つ。

○3番 岩崎委員 2目19節の、先ほど斉藤委員のほうからお話しあったんですけれども、6,000万円と1億円と。これにつきまして、ざっくりで結構ですけれども、何人ぐらいの方がいらっしゃるのかということと、6,000万円、1億円と端数がないという、この辺のところ、私初めてこの数字を見るものですので分かりませんので、教えていただけるとありがたいなと思います。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 岩崎委員のご質問にお答えいたします。

どのくらいの方がというところでございますが、こちらは昨年の数ですけれども、いろいろなサービスがございます。それを1人の方で何箇所か受けたりとかするんですが、トータルのサービスをした件数といたしますと、障害者の方で1万49件ございました。

昨年度になるんですけれども、児童のほうですと、全部足し込んだ数字で3,528件ということでございます。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

利用の延べ件数ということでよろしいわけですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

○委員長 金額の根拠についてはございましたか。大丈夫ですか、根拠というか、数字。

○3番 岩崎委員 この金額、端数がなくて、6,000万円、1億円ということで大分ざっくりですけれども、理由はあるのでしょうか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

こちらの数字は、前年と比較して、今年度の上昇率等を勘案いたしまして、これからのまた補正の予算でございますので、端数は切り上げて計算しています。

以上でございます。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。理解できました。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 先ほどの返還金ですけれども、生活保護の返還金で、毎年度、上下はあるよという説明がありましたけれども、今年度は返還金が多いのか少ないのか、要は生活保護が増えているのかということも関わってくるので、その辺の傾向がどうなのか、お伺いします。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

今年のこれが多いのか少ないのかというところでございますけれども、前とかと比較しますと若干は増えております。医療扶助の関係の数字がございまして、そちらで、その前の年などよりも医療費の支出が少なかったものですから、結果として、交付金として頂くお金も少なくなりますので、返還する交付金が大きくなったということになります。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、受診控えとかそういうことなのかどうか、そこまで分析しているのかどうか。最後、1点だけお願いします。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 受診控えかどうかに关しましては、個々の人にお伺いとかしているところではないので、そうであったということとははっきりとは分からない状況にございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 52分 休憩

---

午前 10時 53分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第92号について

○委員長 次に、議案第92号 行田市子ども未来基金条例についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、上野課長、お願いします。

○子ども未来課長 本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第92号 行田市子ども未来基金条例についてご説明いたします。

議案書の67ページをお願いいたします。

条例制定の理由でございますが、本市の未来を担う子どもを安心して産み、健やかに育てるために必要な切れ目のない支援を行う事業の財源を安定的に確保するため、行田市子ども未来基金を設置したいので、新たに条例を制定しようとするものでございます。

現在、本市は人口減少という大きな課題に直面しており、人口減少に一刻も早く歯止めをかけることが最重要課題となっております。

急激な人口減少はまちの活力低下にもつながり、その中でも特に子どもや若年層の減少はまちの活力低下の大きな要因の1つと考えられます。そのため、行田市が子どもを産み育てたいまちとなるため、子どもたちのために何が最もよいことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現することもまんなかの視点に立ち、支援に取り組むことが重要でございます。

こうした理由から、令和6年度以降の継続的な事業の実施に必要な財源を安定的に確保するため、行田市子ども未来基金条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条文の内容につきまして順次ご説明いたします。

議案書の68ページをお願いいたします。

第1条は、本条例の設置の目的を規定したものでございます。

第2条は、積み立てる額について規定したものでございます。

第3条は、基金に属する現金の管理の方法について規定したものでございます。

第4条は、基金の運用から生ずる収益金の処理について規定したものでございます。

第5条は、財政上必要があると認められるときにおける繰替運用について規定したものでございます。

第6条は、基金を処分することができる条件を規定したものでございます。

第7条は、委任について規定したものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日は、公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第92号の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第92号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 今度、新しく制定したいということで、子ども未来基金ということですが、基金というのは、緊急的な支出だとか、公共施設とかの老朽化対策、災害対策、あとはごみ処理施設の建設費など、多額の資金が必要になることでの備えという認識がありますけれども、今回は、市長が、人口減少対策が喫緊の課題という中で子育て支援に力を入れるためとの説明がありまして、主にソフト事業のための基金なのかと思えますけれども、子育て支援に力を入れることは大賛成ですけれども、それだけでは基金設立の理由にはならないので、何点かお伺いします。

条例の提案の中に、積立てに関して、「予算の定めるところによる。」という記述がありますけれども、よく分かりません。おおよその基金の計画というのが現在あるのかどうか。今回、設立に5億円を用意するわけですが、年間幾らを目録額とするとか、そういった計画というのはある程度あるのかないのか、1点お伺いします。

それと、厳しい財政という説明が何度も議会で出てきますけれども、5億円のお金を確保するわけですが、このお金はどこから捻出するのか。準備資金という形で5億円をまづ用意するわけですが、どこから捻出したのか、お伺いします。

それと、この基金のルール、要は新たに設立するルールというのは何か、行田市の中で、執行部の中で取決めがあるのかどうか。要は、市長の考えと執行部の裁量だけで設立ができ

るものなのか、お伺いします。取りあえず3点。

○委員長 齊藤委員に申し上げます。

第92号につきましては、あくまで条例内容についての質疑にとどめていただきまして、内容の予算等については次の第85号のほうでお願いしたいと思います。

○2番 齊藤委員 分かりました。

○委員長 ということは、今、最後のルールですか。

○2番 齊藤委員 では、まず、基金を設立するには何かルールがあるのか、庁内の中でね。もう1ついいですか。

○委員長 はい。

○2番 齊藤委員 そうしますと、この基金の目的ですけれども、市長の人口減少対策ということで、ほぼ3歳未満の保育無償化、おうち子育て支援金と考えていいのか。その2点についてお伺いしたいと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 齊藤委員のご質疑にお答えいたします。

まず、基金設立のルールについてでございますが、すみません、私自身は特段庁内でそのようなルールがあるということは承知はしておりません。その時々が必要に応じて、設立に向けて内部的な協議をした結果、必要があれば議会に諮って条例をつくって、その予算を確保するというような流れになるものと承知しております。

続きまして、この目的でございますが、具体的に何か決まっているということではございませんが、子どもを安心して産み、健やかに育てるために必要な切れ目のない支援を計画的に継続して実施するということございまして、例えばという例示で、国に先駆ける3歳未満の保育無償化などというものを想定しているところでございまして、具体的な事業につきましては、今後の新年度予算編成の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 目的については、今、はっきりおっしゃらなかったのですが、決まっていないということだったんですけれども、継続が必要ということで、今までも、18歳以下の医療費無料化だとか、いろんな制度を行田市は率先してやってきたんですけれども、基金をつくらなくてもやってきたわけですよ。

継続、今もしている状況ですけれども、この中身は、市長の今度の「新しい行田」という政策の中で、どうしても基金をつくらなければ継続ができないということで、私はそういう認識があるんですけれども、それが決まっていなると、基金をつくる目的というのがずれてきてしまうのかと思うんですけれども、その辺どうでしょう。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 具体的な目的があるのかどうかというところから、ここの基金をどうしてもつuturaなければならぬのかということですが、今回、この基金をつくらせていただくことによりまして、市の姿勢として、今後、継続的に間違いなくやっていくんだということがお示しできると考えておりますので、必要なものと判断いたしまして、今回、条例を制定させていただきたいと考えたところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 市の姿勢として、継続して間違いなくやっていくというのは、だから、具体的に何を示しているのかも分からないですよ。今までも、継続してやってきている事業ばかりですね。今回初めてです、こういうケースが。基金を確保してしまうと、ソフト事業に対してね。

市長の分かります、子育て支援を非常に重視していると。その点は分かるんですけれども、それだけだと基金の設立の理由というのはならないわけですよ。なぜかという、予算というのはこの課も足りない状況の中で、ここに当初5億円積み立てて、これからも積み立てていくであろうこの基金の必要性ですよ。その辺について、もうちょっと説明いただきたいなと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

繰り返しになってしまっていて大変恐縮ですけれども、令和6年度以降の継続的な事業の実施に必要な財源を安定的に確保する、これに尽きるころでございます、繰り返しで大変申し訳ございません。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 先ほど2点質疑したのというのは、次の補正予算で確認できますか。基金費になっているんですけれども、大丈夫ですか。

○委員長 大丈夫です。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 了解しました。

それと、基金をつくるルールは特段ないということだったんですけれども、その時々が必要に応じてということの答弁がありましたけれども、かつて基金をどんどんつくった時代があったわけですけれども、要は基金というのは貯金ですから、そのときに国が市町村に対して余裕があるとみなして、交付税の算定を減らすと、そういったことも検討された、議論にまで発展しまったことがありましたけれども、そういったことで少し心配をしている状況ですけれども、その辺はまず承知しているのか。

やみくもに基金をつくるということではないと思いますけれども、要はそういったところで財政を確保するという悪い例もあるという中で、そういう国の議論があったということがありましたけれども、そうではないという理由について、ぜひお伺いをしたいんです。

そうでないと、要は余裕があるわけではないけれどもというところで、国にそういうふうに見られないような理由がなければ、確保というのは難しいかと思しますので、それだけ、最後お願いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

国において、行田市が基金をつくることで財政に余裕があるのではないかとみなされるおそれについては、今回はそういったものは該当しないものと考えております。特に、地方分権の進展もございまして、国において、地方の独自の施策について特段の、悪く言えば口出しをするような状況というのは、かつてに比べると大分減ってきているような状況であると承知しております。

ですので、今回、この積立てをすることによって、何らかのペナルティーであるとか、そういうものが発生するとは承知してございません。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員、大丈夫でしょうか。

○2番 齊藤委員 はい。

○委員長 他に質疑ございますか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 基本的なことをお伺いします。

先の話ですけれども、基金の実際の管理というのは健康福祉部なのか、それとも総合政策部、この辺の具体的な管理というのはどのようになるのか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

おおよそ基金につきましては、総合政策部の財産管理課のほうで管理する形になると承知しております。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 大変ありがとうございました。勉強になりました。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第92号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。

これをもって討論を終結いたします。

次に、採決をいたします。

議案第92号 行田市子ども未来基金条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決するに決しました。

---

#### △議案第85号について

○委員長 次に、総務常任委員会から審査依頼を受けました議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、上野課長、お願いします。

○子ども未来課長 それでは、議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、子ども未来課所管部分についてご説明いたします。

初めに、議案書の22ページをお願いいたします。

2款総務費、1項6目基金費、右ページ、説明欄、◎基金費、24節子ども未来基金積立金は、先ほど議案第92号 行田市子ども未来基金条例でご説明させていただきました子ども未来基金の創設に伴い、子どもたちが健やかで幸せに成長できる地域社会の実現のため、切れ目なく安定した子ども政策の財源として、同基金に積立てを行うものでございます。

次に、議案書を1枚めくっていただき、24ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、右ページ、説明欄、◎児童福祉一般管理費、22節返還金は、前年度分の児童手当交付金など国・県支出金について、精算に伴う返還金を措置するものでございます。

子ども未来課所管分の説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 ごめんなさい。私、先ほど質疑した2点というのは、今質疑できますか。

○委員長 第85号で大丈夫です。

○2番 齊藤委員 大丈夫ですか。

○委員長 はい。

○2番 齊藤委員 すみません。もう賛成してしまったので……、聞きたいんですけども、基金の計画がどうなっているのかということですよ。設立に5億円ですけれども、年間の目標なり何なり決まっているのかどうか、1点目。

それと、今回の設立の当初の5億円というのはどこから捻出したのか。厳しい財政の中でこれだけの5億円を集められたということですから、その点について、2点お伺いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

まず、1点目の積立て、今後の計画などあるかということですが、将来における子どもへの支援事業に係る費用につきましては、「新しい行田」に向けた取組などの進捗状況により、現在想定をしております費用とは変わってくるものであると認識しております。そのため、現時点におきまして、具体的に積立ての目標額を設定することは大変難しいもの

と考えているところでございますが、個別具体的な取組を進める中で、財政状況等を考慮いたしまして、必要な額を積み立ててまいりたいと考えております。

次に、2つ目の5億円の根拠はという、どこから捻出されたのかということでございますが、本年度の決算見込みと来年度以降の財政状況などを勘案した結果、基金への積立金として確保できる見込みが立った額となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 賛成しましたけれども、予算を組むというのは、具体性がないと普通は組めないですよ。決まっていな中で、必要な額をその都度積み立てていくというのはどうなのかというところがあります。

ですから、今は決まっていなくても、これからきちっと議論をしてほしいなと思います。子育て支援にお金をかけるというのは私は賛成です。ですので、この基金がきちんと意味があるものでないと、私、賛成した意味がなくなりますので、その辺お願いしたいなと思いますけれども。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 ご意見として承らせていただきたいと存じます。今後、具体的になるように検討を進めてまいります。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 確認だけ。今回の基金は、特定目的基金という性質のものだと思うんです。ハード事業で積み増しをしながら、将来に向けて、建設費がかかるからと積み増ししていく基金とは性質が違うものと認識しております。ですから、今回の5億円の財源は、繰越金を充てているのかというふうには、補正予算の歳入の部分で確認は取れるんですけども。

切れ目のないサービスを事業展開していくということで、この5億円を担保として、通年予算ですから、毎年予算要求をする中で、繰越金とか交付税とか、そういったものの財源が不足した場合に、取り崩して充てるという理解をしているんですけども、当然、例えば1億円を取り崩したら4億円になってしまったから、どこかのタイミングで、繰越し、交付税の見込みが残が出そうだなと思ったら、積み増しとか戻すという、5億円に。そういった性質のものでよろしいのでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 具体的な事業の実施におきましては、まずは一般会計予算を優先して、事業執行してまいります。財政状況等によりまして、一般会計予算で事業を執行できない場合に、この基金を取り崩して活用させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番 村田委員 分かりました。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、今、村田委員からありましたけれども、5億円というのは常にキープしていくという認識でいいのか。私は、増えていったりするののかという下でお伺いしたんですけれども、5億円は減ったらまた積み立て、5億円を上限としての基金という認識でいいですか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

必ずしも上限というわけではないですけれども、安定的に継続的に事業を実施しようとするときに、一般会計予算が優先であることは間違いありませんけれども、もしそこで足りなくなりそうだというときにはこの基金を活用し、また、そこで基金が減ってしまったときには、折を見てまた増やしていく。5億円で、これが頭打ちというふうに決まっているわけでもございませんので、もし市の財政にゆとりがあれば、こちらの基金に積み増すこともないわけではないです。それは、今後の財政状況次第というところで考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第85号の討論、採決

○委員長 討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う人あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第85号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決するに決しました。  
暫時休憩いたします。

午前 11時 17分 休憩

---

午前 11時 19分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第87号について

○委員長 次に、議案第87号 令和5年度行田市介護保険事業費特別会計補正予算についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、吉田課長、お願いいたします。

○高齢者福祉課長 よろしく申し上げます。

それでは、議案第87号 令和5年度行田市介護保険事業費特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたしますので、議案書の44ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,570万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,892万8,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容について、歳出からご説明いたしますので、議案書の52ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費1,570万8,000円につきましては、右ページ、説明欄のとおり、12節OAシステム改修委託料でございます。これは、令和6年度に予定されている制度改正に対応するためのシステム改修委託の費用として、追加措置するものでございます。

システム改修を要する主な改正点についてご説明いたします。

なお、改正内容につきましては、現在、国の社会保障審議会において議論が行われているところでございまして、確定した内容ではございませんので、あらかじめご了承くださいませすようお願いいたします。

まず、介護報酬改定でございます。

改定内容につきましては、今年度末に報酬告示の改正等が行われる予定となっております。

次に、1号保険料の負担見直しでございます。

これは、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化

し、低所得者の保険料上昇を抑制することを目的に、負担能力に応じた負担を求めようとするものでございます。

次に、一定以上所得の判断基準の見直しでございます。

これは、現在でも、一定以上の所得がある方がサービスを利用する場合に、2割あるいは3割負担いただいている自己負担分について、相応の負担をしていただくとするものでございます。

次に、多床室の室料負担でございます。

これは、現在、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームへ入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合、多床室、いわゆる大部屋につきましては居室代が全額自己負担となっております。しかしながら、介護老人保健施設を初めとした3施設につきましては、居室代が基本サービス費に含まれたままとなっていることから、在宅サービスとの公平性の観点から、室料負担をしていただくとするものでございます。

最後に、文書負担軽減でございます。

これは、現在、紙媒体での提出が多い事業者からの各種申請や届出等について、電子化することにより、事業者及び保険者の事務負担軽減を図ろうとするものでございます。

現在、国から示されているこれらの改正内容に対応するために、介護保険システムを改修しようとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして50ページをお願いいたします。

8款繰越金、1項1目繰越金1,570万8,000円は、右ページ、説明欄のとおり、前年度繰越金でございまして、介護報酬改定等に係るシステム改修費用の財源として、前年度繰越金により歳出を補うものでございます。

議案第87号の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第87号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 すみません。システム改修、いろんな説明がありまして、まず委託先というのは、先ほど国保が産前産後の減額で、日本電気株式会社ということだったんですけど

も、委託先はどこなのか、お伺いします。

それと、3年間で改定時期を迎えると思います。その改定ということの説明もありましたけれども、1,500万円というのは今までとほぼ同額と考えていいですか。それとも、今いろいろ入っていましたので、またその金額は違うのか、その辺お伺いしたいと思います。

それと、介護保険システムの改定の中で、紙媒体を電子化していくということで、事務負担の軽減というメリットの説明がありましたけれども、紙媒体というのは全てなくなるということと捉えていいのかどうか、それについて何か不具合はないのか。

以上、お伺いします。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答えいたします。

まず、委託先につきましては、NECになります。それは、今のうちのほうでシステムの委託をしている事業者になります。

続きまして、前回と同額かということですが、現在、この額につきまして、正式な改修の内容というのがまだ国のほうから示されておられませんので、前回の基準で最大額として見積もっているものです。なので、今後、額につきましては、最終的に国のほうから細かい仕様等が出ましたら、それに基づきまして精査していきたいと考えております。

続きまして、電子化の部分につきましては、全てなくなるというのではなくて、まずはできる部分から紙を電子にしていくなかで、最終的には全て電子にするべきだとは思っていますが、現在では全て電子化ということまではいっておりません。

不具合につきましては、現在、まだ取り組んでおりませんので、想定はできておりません。以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 すみません。あともう1つ、多床室の特別養護老人ホームの居室代について、もう一度説明いただけますか。

全額自己負担ということがありましたけれども、もう一度説明を。この改修によってどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 まず、多床室の自己負担ですが、先ほども説明させていただきましたが、現在、全ての介護施設についてではなくて、現在、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老

人ホームへの入所、あるいは短期入所生活介護というサービスを使った場合は、多床室については全額自己負担となっております。

ただ、介護老人保健施設を含めた3施設、介護療養型医療施設と介護医療院、こちらについては居室代がサービス費に含まれていることで、その部分が自己負担というよりも、サービスと一緒になっていますので、そうすると在宅の方との公平性が保たれていないというところから、室料負担を3施設についてもいただくとするもので、システム改修によってというよりは、それに対応するためにシステム改修をするということです。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第87号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第87号 令和5年度行田市介護保険事業費特別会計補正予算については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前 11時 30分 休憩

---

午前 11時 42分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

---

#### △議請第9号について

○委員長 続いて、請願の審査に入ります。

議請第9号 「現行の健康保険証の継続」を国に対して意見書提出を求める請願を議題といたします。

事務局に、請願の朗読をお願いいたします。

〔事務局朗読〕

○委員長 ありがとうございました。

---

△議請第9号の意見

○委員長 次に、意見を求めます。

1番 野本委員。

○1番 野本委員 まず、結論から言いますと、私は今回の請願には反対させていただきたいと思っております。

理由としては、この請願の趣旨、これはマイナンバーカードの現状に非常に関連していると思っております、マイナンバーカード自体、私はもっと普及させていく必要があると考えております。

ただ、もちろんマイナ保険証の移行に関して、国・政府の進め方に問題があることも、確かにそれは否めないところは感じております。とはいえ、今回の請願の趣旨の中にもあり、ここで1度立ち止まってしまえば、これはさらに進まなくなり、移行が進まなくなるおそれがあると私は思っております。

そういったことから、この移行は進めていくべきという立場なので、今回の請願には反対とさせていただきます。

以上です。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 この請願文書にあるように、先ほど説明にもありましたけれども、あくまでマイナンバーカードを保険証として使うかどうか、個々の国民の任意とするべきではないでしょうかということで、マイナンバーカードに一本化するのではなくて、残してくださいという請願ということです。

私は、マイナンバーカードを強制するべきではない理由、大きく3つ挙げたいと思いますけれども、1つは誤登録の問題だとか医療機関でのトラブル、それとマイナ保険証、暗証番号もありますし、弱い立場の人は保管がうまくできないという、3つの点を挙げたいと思

ますけれども、まずはマイナンバーカードをめぐる誤登録ですけれども、これは本当にひどいです。例えば、別人の個人情報を誤って登録してしまう、そもそもあってはならない事態。それと、預金口座をひもづけていますけれども、国や自治体からの給付金などの振込先とするその口座も誤って登録してしまったということがあります。

さらには、マイナポイント、別人に誤って付与もありましたけれども、あとはマイナンバーカードを使ったコンビニでの住民票の写し、証明書の手続等で別人の証明書を誤って発行したと。これは、本当に非常に不安定だと言わざるを得ません。

さらに、誤登録の問題でいえば、薬剤ですね。服用記録なども含まれておりまして、誤登録によって別人の情報を基に薬が処方されてしまったという案件も起こりました。これは、大変命に関わる重大な問題だと思います。

それと2点目、医療機関ですけれども、アンケートをしたという事実の中での回答がありまして、医療機関でのトラブルがあるというふうに答えています。「無効」と出る、「該当資格」なしというふうに表示がされてしまうだとか、あとはマイナ保険証の不具合です。カードリーダーの不具合で、読み取りがそもそもできないということでした。

結局、解決方法はどうしたのかというアンケートの問いに、医療機関の中で、結局、紙の保険証で確認したということが多くあったということです。

それと、3点目を挙げますけれども、高齢者、障害者など、暗証番号があるマイナ保険証を保管できない、最も弱い立場にある人を取り残すものと言わざるを得ないわけです。

誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の崩壊につながると私は考えておりまして、これらが解決していない以上、紙の保険証がなくなる不安は拭えないと思います。

よって、紙の保険証を残してほしいというこの請願に関しては、賛成の意見とさせていただきます。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 私、結論は、残すということで、この請願につきましては賛成ということとさせていただきます。

今、斉藤委員のほうから説明もありましたけれども、いろいろと難しい話というか、あると思うんですけれども、カードと従来の健康保険証を併せて利用すること、何で両方併進できないのかという、単純な発想でございます。

ということで、こちらにつきましては、紙の健康保険証を引き続き利用したい人はしていただくということで、私は賛成いたします。

以上です。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 結論を先に申し上げてしまうと、私はこちらの請願に関しては反対とさせていただきます。

まず、維新の会としては、マイナ保険証の普及率を100%を目指す、そういう方向に行くというのに賛成している関係で、マイナ保険証というのは、既にマイナンバーカードを作ってしまった人は本当に簡単な手続で、もう実際に使われている状況になっております。

マイナ保険証は、迅速な医療情報の共有化による医療の質の向上だとか、重複する処置の削減等を進めるため、将来的には電子カルテの標準化を推進して、これからさらにマイナ保険証の利用の促進をすることで、全国どこの医療機関でも通院歴、処置歴が見られる環境を整えて、これから長く続くであろう少子高齢化の医療の継続性を担保していくということで、今回のマイナ保険証は、保険証といっても紙の保険証は配るためのコストもかかるわけであって、こういうマイナ保険証として一本化していくことというのが、実はコストの削減だったりとか、いろいろメリットがあるということで、業務の効率化、これから来るであろう労働供給制約社会、人が少なくなっていく。そのために、いかに人を少なく、どんどん回していくか。そのためには、マイナンバーカードの普及プラスマイナ保険証の普及というのはぜひ目指していかなければいけない。

先ほど1番の野本委員のおっしゃるとおりで、ここで止まっていたら、いつになっても先へ進まないですよ。なので、私はこの請願に反対したいと思います。

以上です。

○委員長 5番 村田清治委員。

○5番 村田委員 マイナンバー制度が始まることから、ひもづけるということ、個人情報、税情報も保険もひもづけていくということで始まりました。

私は、この意見書には反対です。

どうしてもマイナンバーを作っていない方も実際おります。そういう中で、保険証については資格証明という形で対応もできるので、こちらの意見書には反対ということでお願いします。

○委員長 他に意見ございますか。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 資格確認書を出すくらいだったら、紙の保険証で十分だと思うんです。先

ほどから、止まっていては進まないということがよく出ていましたけれども、今のシステムの不具合だとか個人情報の漏えいのリスクが全く改善しない、むしろひどくなっている状況で、要はメリットよりもデメリットのほうが多くなっている状況で、紙の保険証をなくすということに踏み切ってしまったらどうなるかということを見ると、この請願文書はマイナンバーカードをなくせということではなくて、紙の保険証を残してほしいという請願だと思いますので、残してほしいという、要は意見だとか希望を尊重してあげることが私はいいかと。提出者の意向にどれだけ向き合えるかということで、私は賛成の意見を述べます。

○委員長 他に意見ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 意見はないようですので、意見の開陳を終結いたします。

---

#### △議請第9号の討論

○委員長 討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

まず、反対の討論として、田中副委員長、お願いします。

○副委員長 議請第9号 「現行の健康保険証の継続」を国に対して意見書提出を求める請願についての反対の討論をいたします。

まず、本請願の根底にマイナンバーカードの推進、そして活用に対して水を差すと言うと言い過ぎかもしれませんが、水を差すおそれがあるという意味で、そういった意向がないかどうか気になります。

たとえそういった意向、意図はないとしても、国民健康保険証として使うかどうかを任意とすることで、これからのDX（デジタルトランスフォーメーション）社会において、マイナカードをよりよく活用していき、利便性を高め、全国民がその利便性を享受できることにこそ意識を向けていくことが必要であり、力を注いでいくことが大切です。しかしながら、そこに歯止めがかかることを危惧するものであります。

改めて、主なマイナカードのメリットに触れますと、たくさんありますので、一部だけにさせていただきます。

マイナカードのICチップには、税や年金などの重大な個人情報は記録されておらず、マイナカードの数字4桁のパスワードを一定回数以上間違えるとロックされる。また、不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが自動で壊されるようになっている。これは、紛

失・盗難による持ち歩きの不安に対して重要なことです。顔写真つきで本人確認があるため悪用は困難という、セキュリティ上の安全が保持されている。これは、様々な証明書を一元化できて、持ち歩くこともあるというところで、あえて申し上げさせていただきました。

また、マイナカードに健康保険証をひもづけすることに対してですが、そのメリットに対しても申し上げておきます。

1 点目、医療機関の受付が自動化できる。2 番目、引越し等の手続が不要になる。3 番目、マイナポータルで特定健診、薬剤の処方、医療費の閲覧が可能になる。4 番目、初診料が若干ですがお安くなるというようなところでございます。

そもそも本市において、保険証のマイナカードひもづけのトラブルはゼロ件と聞いております。ひもづけミスは、主に行政職員の情報入力の際の誤りとも聞き、誤解のないようあえて申し上げますれば、あってはいけないミスとはいえ、スタート時におけるこういった事案は全くのゼロとはいかないと考えます。全国単位で見れば、必然とも言えます。これをもってして、マイナカードの保険証は任意とすべきということとは違うものと考えます。

発行済みの保険証については、保険証廃止後最大1年間、従来どおり使用できるという経過措置が設けられる予定と聞いております。

また、マイナカードを保険証として利用登録していない方については、資格証明書を用いて、医療機関等を受診することを可能にすることも検討されています。

介護従事者等への負担が重くなる、また、不安という声に対しては、これは一理あるというのはごもっともなところでございますけれども、介護従事者への処遇改善ということは必要不可欠になりますので、そういったことも賃上げ及び、同時に処遇改善をしていくことも当然しなければならないことと考えます。

マイナカードは平成28年（2016年）から申請受付が開始され、もう間もなく8年がたとうとしています。十分時間をかけている間に、DXに対して世界からも後れを取ってしまいます。国民への理解が広がるよう、国は今後とも努力は当然としても、立ち止まっている場合ではないと考えます。

施設入所者ほかの方々については、マイナカードの受取代理人に委任する対応が取られています。申請者本人が運転免許証やパスポートなどの顔写真つき本人確認書類をお持ちでない場合は、病院施設長やケアマネジャー及びその所属する事業所の長、法定代理人が申請者の顔写真を証明した顔写真証明書を利用できるとしています。

元来、本請願のような疑義は、日本国民の慎重さや変化を好まない国民性によるところも

大きいのではないのでしょうか。一方、常に変化やスピードを求めているお隣韓国では、マイナカードに匹敵する国民登録番号が1968年から導入されており、1991年以降は情報化社会を見据え進展を遂げ、韓国の国民登録番号について、自国政府のアドバイザーも務める韓国デジタル認証協会の初代会長、チュンアン大学、イ・ギヒョク工学教授は、今後に関して、「最終的には地震や台風などの災害発生時のことを考えています。韓国では現在、指紋の情報までを織り込んだ住民登録証の発行・管理に段階的に取り組んでいますが、これは緊急事態で銀行のカードがなくても、通信が途絶えても指紋の一致で50万ウォン—日本円に直して約5万6,000円—までは引き出せるように目指すものでもあります。日本は韓国よりも災害が多いでしょう。そういったときのためにも必要なのではないか。韓国の視点から見ると、そういうのも感じますね。」と。さらには、韓国では「住民登録証の制度を弱めようというのではなく、むしろどうすればうまく使うことができるのか。この発想から、新たな方向に向かっていきます。」との言葉が大変示唆に富んでいると思います。

以上、こういった展望までを見据え、勘案すれば、ここでマイナンバーカードの推進・活用に水を差されかねない本請願、健康保険証の継続には反対とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 次に、賛成の立場から、2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 議請第9号 「現行の健康保険証の継続」を国に対して意見書提出を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

マイナンバーカードをめぐる誤交付、誤登録が国民を不安にさせる中、保険証を廃止し、マイナンバーカードを国民に強要する改定マイナンバー法は、誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の崩壊につながるものと考えます。

開業医の63%が加入する保険医団体の調査で、「オンライン資格確認でトラブルがあった」と回答した医療機関が半数以上に上り、有効なマイナ保険証が無効と判定された等のトラブルがあり、その対処で最も多かった方法は、結局、紙の保険証で確認したというものだったと指摘されています。

保険証が廃止され、マイナ保険証のみで受診する患者が増えたら対応できない、保険証を残してほしいと、医療関係者の切実な訴えを突きつけ、廃止されたら患者が窓口で10割の負担を求められるケースが増えることは避けられない。負担が重く、必要な受診ができなくなると主張しています。

さらに、暗証番号があるマイナ保険証を保管するのは、介護施設等にとってこれまで以上

の重負担となり、施設入居者のマイナ保険証申請を誰が行うのか具体的な方策もなく、訪問・在宅医療、高齢独居の人の申請、管理も未解決です。受診時に顔認証がエラーになる、暗証番号入力の困難など、障害者も困難に直面する問題が挙げられていることから、介護高齢者や障害者など最も弱い立場にある人々を取り残すものと考えます。

以上のことから、この請願の内容は、任意であるはずのマイナンバーカードは、このことによって強制になってしまう。様々なトラブルがある中で、介護施設や障害者施設などへの強制はやめるべきだと考えます。

また、最後に述べますが、請願とは国民に認められた憲法第16条の権利の1つで、国または地方公共団体の機関に対して、意見や希望を述べることをいいます。法的な義務や執行強制力はありませんが、提出者の意向にどれだけ向き合えるのかという視点で考えていただきたいなと思います。

よって、私は、この請願に賛成とさせていただきます。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議請第9号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議請第9号 「現行の健康保険証の継続」を国に対して意見書提出を求める請願は、採択とするに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手少数と認めます。よって、議請第9号は不採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に委託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましてはご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### △閉会の宣告

○委員長 以上をもって健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後 0時 07分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 橋 本 祐 一